



GIFU CITY

令和6年度

岐阜市水防計画

岐 阜 市

岐阜市水防計画

本編目次

第1章 総則

第1節	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2節	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3節	水防の責任等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第4節	水防計画の作成及び変更・・・・・・・・	5
第5節	安全配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
第6節	岐阜市の地域特性・・・・・・・・・・	6
第1項	自然的条件	
第2項	社会的条件	
第3項	水害特性	
第4項	岐阜市水防団	

第2章 重要水防箇所

第1節	定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
第2節	国管理区間における重要水防箇所・・	1 1
第3節	県管理区間における重要水防箇所・・	1 4

第3章 水防組織

第1節	市の水防組織・・・・・・・・・・・・・・・・	1 5
第2節	水防団及び消防団・・・・・・・・・・	1 6
第3節	協力及び応援・・・・・・・・・・	1 7
第1項	河川管理者の協力	
第2項	下水道管理者の協力	
第3項	水防管理団体相互の応援及び相互協定	
第4項	警察官の援助要求	
第5項	自衛隊の派遣要請	
第6項	国（河川事務所）との連携	
第7項	企業（地元建設業等）との連携	
第8項	住民、防災機関等との連携	
第9項	水防協力団体	

第4章 水防施設

第1節	水防施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 9
第2節	排水機場、水門等・・・・・・・・・・	2 0

第5章 情報連絡

第1節 予報及び警報	21
第1項 気象予警報	
第2項 洪水予報	
第3項 水位周知河川における水位到達情報	
第4項 水防警報	
第2節 気象予報等の情報収集	34
第3節 通信連絡	35

第6章 水防活動

第1節 水防活動	39
第1項 市の非常配備	
第2項 河川水位上昇による活動内容	
第3項 水防団及び消防団の非常配備	
第4項 水防監視	
第5項 水防作業	
第6項 緊急通行	
第7項 警戒区域の指定	
第8項 避難のための立ち退き	
第9項 決壊・漏水等の通報及びその後の措置	
第10項 水防配備の解除	
第2節 水防信号、水防標識等	53
第1項 水防信号	
第2項 水防標識	
第3節 費用負担、公用負担	55
第1項 費用負担	
第2項 公用負担	
第4節 水防報告等	57
第5節 水防訓練	57

第7章 避難及び水防災意識

第1節 避難	59
第2節 洪水ハザードマップ	60
第3節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置	61
第1項 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	
第2項 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等	
第3項 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等	
第4節 大規模氾濫減災協議会における取り組み	63

資料編目次

(1) 本編資料

1. 水防団等の構成・・・・・・・・・・・・・・・・	6 5
2. 水防団長等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
3. 岐阜市水防団分担区域及び重要水防箇所・・・・・・・・	7 0
4. 水防関係機関・・・・・・・・・・・・・・・・	7 8
5. 水防倉庫及び格納資器材・・・・・・・・・・	7 9
6. 水防団員詰所・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
7. その他水防施設・・・・・・・・・・・・・・・・	8 5
8. 水防上重要な関係を有する水門等一覧・・・・・・・・	8 6
9. 排水機場等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・	9 3
10. 各排水機場の運転始動の標準水位・・・・・・・・	9 5
11. 洪水予報等受報様式・・・・・・・・・・	9 7
12. 水防工法・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0 7
13. 量水標設置場所及び水位基準・・・・・・・・	1 1 0

(2) 操作要領

① 排水機場等

1. 新荒田川論田川排水機場操作要領・・・・・・・・	1 1 1
2. 荒田川論田川第二排水機場操作要領・・・・・・・・	1 1 8
3. 両満川排水機場操作要領・・・・・・・・・・	1 2 5
4. 早田川排水機場操作要領・・・・・・・・・・	1 3 2
5. 正木川排水機場操作要領・・・・・・・・・・	1 3 9
6. 新堀川排水機場操作要領・・・・・・・・・・	1 4 6
7. 日野揚排水機場操作要領・・・・・・・・・・	1 5 3
8. 根尾川排水機場操作要領・・・・・・・・・・	1 6 3
9. 山田川排水機場操作要領・・・・・・・・・・	1 7 0
10. 天神川排水機場操作要領・・・・・・・・・・	1 7 7
11. 城田寺排水機場及び城田寺川逆水樋門操作要領・・	1 8 3
12. 雄総排水ポンプ場操作規程・・・・・・・・・・	1 8 8
13. 今泉排水樋門及び今泉排水機場操作規程・・	1 9 2
14. 荒田論田、大江、大江五十石、玄蕃排水機場操作要領	1 9 6
15. 玄蕃排水機場及び玄蕃排水樋門操作要領・・	2 0 1

② 陸閘

1. 長良陸閘操作規則	205
2. 大宮陸閘操作規則	210
3. 長良南町陸閘操作要領	215
4. 材木町、今町、上茶屋町、大宮町第二陸閘操作要領	220
5. 大前町、金碧町、法久寺町、築地陸閘操作要領	225
6. 港町陸閘No215, 217, 218, 224, 225, 226, 227操作要領	230
7. 鵜飼屋陸閘No101, 102, 104, 106, 107, 110, 113, 114, 115, 116, 119, 123, 127操作要領	235
8. 尻毛第1、旦ノ島陸閘操作規則	240
9. 古津陸閘操作要領	245
10. 山先陸閘操作要領	249
11. 雄総陸閘操作要領	254

③ 樋門、樋管等

1. 新大江川ひ門操作要領	259
2. 日野悪水ひ管操作要領	264
3. 樋爪川排水ひ門操作要領	269
4. 東島ひ管操作要領	274
5. 一日市場悪水ひ管操作要領	279
6. 権現ひ管操作要領	284
7. 福満排水ひ管操作要領	289
8. 岩舟排水ひ管操作要領	294
9. 南柿ヶ瀬逆水樋門操作要領	299
10. 蛭川逆水樋門操作要領	303
11. 福富川逆水樋門操作要領	307
12. 石谷川逆水樋門及び南谷川逆水樋門操作要領	311
13. 岩崎逆水樋門操作要領	315
14. 大江川逆水樋門操作要領	319
15. 西洞川逆水樋門操作要領	323
16. 西洞川支川逆水樋門操作要領	327
17. 忠節用水逆水樋門操作要領	331
18. 中川原樋管操作要領	335

(3) 関係法令等

1. 水防法	339
2. 岐阜市水防団設置条例	367
3. 岐阜市水防団設置条例施行規則	378

4. 岐阜市水防協議会条例	380
5. 岐阜市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例	382
6. 岐阜市水防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	386
7. 岐阜市水防賞じゅつ金等審査委員会に関する規則	389
8. 岐阜市水防団員服制規則	394
9. 岐阜市消防団員等公務災害補償条例	399
10. 木曽川右岸地帯水防事務組合規約	403
11. 岐阜市地域防災計画に定める大規模な工場 その他の施設の用途及び規模を定める条例	407
12. 水防団派遣職員について	408

別資料

1. 水防団担当区域及び水防施設位置図

第1章 総則

第1節 目的

第2節 用語の定義

第3節 水防の責任等

第4節 水防計画の作成及び変更

第5節 安全配慮

第6節 岐阜市の地域特性

第1節 目的

本市では清流長良川をはじめ、多くの河川が流れており、普段は私たちに様々な恵みと安らぎをもたらしているが、昭和34年の「伊勢湾台風」、昭和51年の「9・12豪雨災害」等に代表されるように、ひとたび牙を剥けば容赦なく襲いかかり、これまで多くの尊い生命と、かけがえのない財産が奪われてきた（第1章 第6節「岐阜市の地域特性」参照）。また一方で、近年の異常気象の影響により台風の巨大化、局地的豪雨の多発など、水害のリスクは年々高まってきている。

本計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第4条の規定に基づき、岐阜県知事から指定された指定水防管理団体たる岐阜市が、同法第33条の規定に基づき、洪水、内水等による水災を警戒し、防御し、被害を軽減することを目的として、岐阜市内の水防業務及びその円滑な実施のために必要な事項を規定するものである。

第2節 用語の定義

主な水防用語の意義は次のとおりである。

用語	定義
水防管理団体	水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。
指定水防管理団体	水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。
水防管理者	水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。
量水標管理者	量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。（法第2条第7項、法第10条第3項）。 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。
水防協力団体	水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人、その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の専任方法、総会の運営、会計に関する事項その他該当団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。
洪水予報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川をいう（法第10条第2項、法第11条第1項）。

用語	定義
洪水予報	国土交通大臣又は都道府県知事が洪水予報河川について気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して行う洪水の予報等をいう（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。
水位周知河川	洪水予報河川以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。
水位到達情報	水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。 市町村長による避難指示等の発令判断のための重要な情報となる。
水防警報河川	国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるとして指定した河川をいう（法第16条第1項）。
水防警報	国土交通大臣又は都道府県知事が、水防警報河川について、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第8項、法第16条）。
水防団待機水位 （通報水位）	量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。 水防管理者又は量水標管理者は、洪水の恐れがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。
氾濫注意水位 （警戒水位）	水防団待機水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう（法第12条第2項に規定される警戒水位）。水防団の出動の目安となる水位である。 量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。
避難判断水位	市町村長の高齢者等避難の発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位をいう。

用語	定義
氾濫危険水位	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
洪水特別警戒水位	法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通省又は都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。
重要水防箇所	堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。
洪水浸水想定区域	洪水予報河川、水位周知河川及び当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市町村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう。（法第14条）

第3節 水防の責任等

水防に関係する各主体について、水防法に規定されている責任及び義務は次の通りである。

(1) 水防管理団体の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- カ 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- キ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- ク 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ケ 緊急通行により損失を受けた者への損失補償（法第19条第2項）
- コ 警戒区域の設定（法第21条）
- サ 警察官の援助の要求（法第22条）
- シ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- ス 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- セ 公用負担により損失を受けた者への損失補償（法第28条第3項）
- ソ 避難のための立ち退きの指示（法第29条）
- タ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- チ 水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ツ 水防協議会の設置（法第34条）
- テ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ト 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ナ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- ニ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- ヌ 消防事務との調整（法第50条）

(2) 居住者の義務

- ア 水防への従事（法第24条）
- イ 水防通信への協力（法第27条）

(3) 水防協力団体の義務

- ア 決壊の通報（法第25条）
- イ 決壊後の処置（法第26条）
- ウ 水防訓練の実施（法第32条の2）
- エ 業務の実施等（法第36条、第37条、第38条）

第4節 水防計画の作成及び変更

市は、法第33条及び岐阜市水防協議会条例の規定に基づき岐阜市水防協議会を設置し、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正しなければならない。

なお、岐阜市水防計画作成後に「岐阜市地域防災計画」が改定された場合は、それに準ずるものとする。

第5節 安全配慮

水防活動に従事するものは、水災に際し、水防団自身の安全確保に留意して下記事項を順守し、水防活動を実施するものとする。

また、避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- ・水防活動を行う際は、ヘルメット及びライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時には、大雨・洪水等の気象情報を常に確認する。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・指揮者は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、すみやかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、安全確保のための研修を実施する

第6節 岐阜市の地域特性

第1項 自然的条件

(1) 位置・地形等

岐阜県の南部に位置し、濃尾平野の北端に当たる。東部及び北部は、古生層の上に洪積層・沖積層が累積し、南部は、一帯が新世層で第三期層とローム層を含む沖積層によって構成される。また市内を横切るように、北東から南西にかけて長良川が流れており、市の大部分は長良川と支流の扇状地と自然堤防地帯にあたる。扇状地の長良川は典型的な天井川で、市の中心部より川の水面の方が常に高く、大雨の際には洪水の危険が伴う。

また市の中央部から東北部にかけて、稲葉山系の山がそびえ、中央部を東西に貫流する長良川により南部と北部とに区分され、南部は、境川、荒田川、論田川、大江川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路がある。北部は、伊自良川、鳥羽川、板屋川、根尾川などの支派川とこれらに注ぐ小河川、排水路があり、地勢は1,000分の1の傾斜をなし、これら支派川等の流水は、平常時においては長良川に自然流下する。

(2) 気候

本市の気候は、東海型の気候を示し、冬季は北西ないし西よりの風が強く、降水量が少なく温暖であり、夏季は南よりの風が強く、著しく高温多湿である。

第2項 社会的条件

本市は、面積203.60km²という市域を持ち、人口は、399,492人、世帯数186,907世帯であり、人口集中地区面積は62.62km²である。なお、外国人の在住は、10,786人、6,691世帯である。また、本市の平均年齢は、48.07歳で、市中心部ほど高齢化が進んでいる。(令和6年4月1日現在)

第3項 水害特性

水害は、本市の地理的条件から山間部水害と平野部水害に大別される。山間部水害は、土地の崩壊、土砂の流出等により、人命の被害、家屋、耕地等の流埋没あるいは道路、橋りょうの被害が著しい。平野部における水害は、長良川の堤防が決壊した場合、家屋の流失や人的被害が著しい。なお、近年は堤防の決壊を伴う大規模な洪水は発生していないが、異常気象により短時間に強い雨が降り、支流河川の越水等による浸水被害が発生している。

過去の水害の被災状況については、別表の「過去に発生した主な水害の概要」とおり記す。

・過去に発生した主な水害の概要

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
昭和34. 9. 26 (災害救助法適用)	風 水 害 (伊勢湾台風)	市全域	死者13人、負傷377人 全壊家屋401世帯、半壊家屋946世帯 流失家屋5世帯、非住家被害708戸 床上浸水1,369世帯、床下浸水3,065世帯 り災者5,781世帯
昭和35. 8. 13 (災害救助法適用)	風 水 害 (台風11. 12号)	〃	全壊家屋23世帯、半壊家屋333世帯 流失家屋12世帯、床上浸水2,053世帯 り災者6,867世帯
昭和36. 6. 27 (災害救助法適用)	水 害 (梅雨前線)	〃	死者2人、負傷2人 全壊家屋5世帯、半壊家屋26世帯 床上浸水4,374世帯、床下浸水19,721世帯 り災者24,126世帯
昭和36. 9. 17 (災害救助法適用)	風 水 害 (第2室戸台風)	〃	死者2人 全壊家屋25世帯、半壊家屋204世帯 床上浸水318世帯、床下浸水2,793世帯 り災者3,340世帯
昭和49. 7. 25 (災害救助法適用)	水 害 (低気圧)	〃	負傷2人 半壊家屋1世帯 床上浸水738世帯、床下浸水5,344世帯 り災世帯6,083世帯(り災者23,122人)
昭和51. 9. 8 (災害救助法適用)	水 害 (台風17号)	〃	死者5人、負傷7人 全壊家屋6世帯、半壊家屋14世帯 床上浸水11,363世帯、床下浸水30,079世 り災者数146,009人
平成2. 9. 19	水 害 (台風19号)	〃	死者1人、一部破損1世帯 床上浸水11世帯・床下浸水135世帯 り災人員464人
平成4. 8. 12	水 害 (集中豪雨)	〃	床上浸水16世帯、床下浸水707世帯 り災人員2,458人
平成12. 9. 11	水 害 (集中豪雨)	〃	床上浸水3世帯、床下浸水68世帯 避難勧告430世帯(1,300人)
平成16. 10. 20	水 害 (台風23号)	三輪地域 藍川地域	床上浸水80世帯、床下浸水47世帯 避難者数1,012人
平成20. 8. 28	水 害 (集中豪雨)	長森南 地域等	半壊3世帯、一部破損1世帯 床上浸水35世帯、床下浸水103世帯 避難世帯14世帯
平成25. 9. 4	水 害 (集中豪雨)	市全域	一部破損3世帯 床上浸水15世帯、床下浸水105世帯 避難世帯8世帯

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
平成30. 7. 7-8 (災害救助法適用) (大雨特別警報発表)	水 害 (梅雨前線)	合渡地域等	負傷者1人、床上浸水10件、床下浸水16件 避難世帯209世帯432名

第4項 岐阜市水防団

古くから幾度となく洪水被害に悩まされてきた本市では、水害から市民の生命・財産を守るため、全国的に水防業務を消防団が兼務している地域が多いなか、専任の水防団として活躍している。

(1) 経緯

年	月日	内容
昭和31年	2月7日	岩野田水防団結成
	7月1日	島水防団結成
	7月23日	日野水防団結成
昭和32年	4月1日	岐阜市水防団設置条例を制定
	9月30日	黒野水防団結成
	10月12日	方県水防団結成
昭和33年	4月28日	常磐水防団結成
	7月	第1回岐阜市水防連合演習を実施
昭和34年	7月	金華水防団結成
	9月26日	伊勢湾台風で東海地方に大被害
昭和35年	5月11日	長良西水防団結成
	8月18日	長良水防団結成
	8月19日	合渡水防団結成
	8月30日	芥見水防団結成
昭和36年	4月1日	岐阜市水防協会設立
	9月25日	三輪水防団結成
昭和37年	7月1日	加納輪中水害予防組合の解散に伴い、京郷、本荘、鏡島、市橋、加納、三里、日置江水防団が岐阜市の水防団として結成
	9月23日	木田水防団結成
昭和42年	4月1日	鷺山水防団結成
昭和44年	4月1日	岩水防団結成
昭和45年	4月1日	網代、西郷水防団結成
昭和48年	4月1日	則武水防団結成
昭和51年	9月12日	9. 12豪雨災害
昭和59年	4月1日	七郷水防団結成
平成4年	4月	芥見水防団加野地区が分離し、藍川水防団として結成
平成18年	1月	柳津町との合併で境川右岸下流地帯水防事務組合が解散し、鶉、佐波水防団が岐阜市の水防団となる

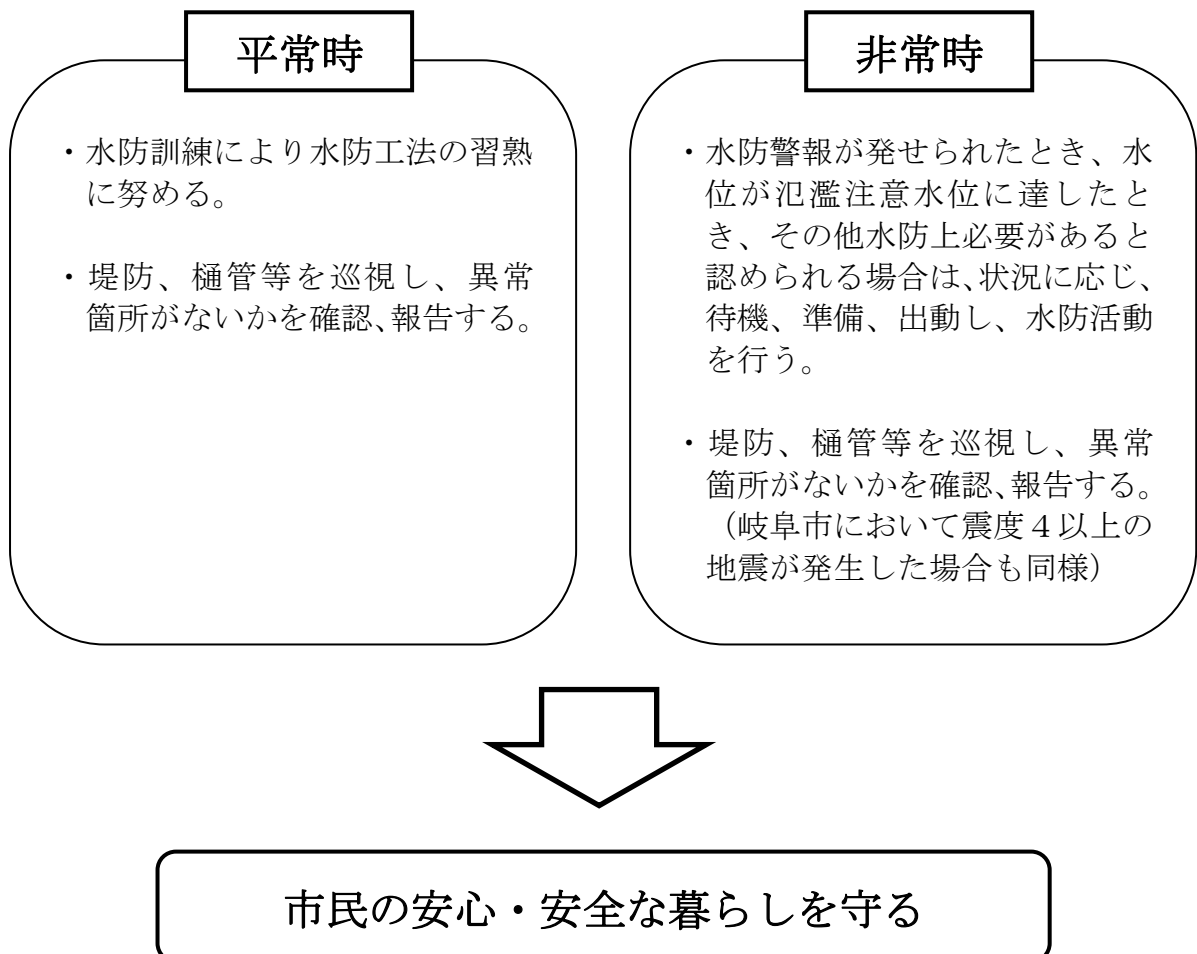
年	月日	内容
令和3年	4月1日	柳津西、柳津東、茜部、厚見水防団は、岐阜市及び木曽川右岸地帯水防事務組合に所属。
令和4年	12月19日	長森南水防団結成。岐阜市及び木曽川右岸地帯水防事務組合に所属。

(2) 組織

岐阜市水防団は、市内34水防団、団員数1,690名（令和6年4月1日現在）にて組織されている。詳細については、本編資料「1. 水防団等の構成」及び「2. 水防団長等一覧」を参照のこと。

(3) 業務内容

岐阜市水防団は、日々の訓練により水防工法（本編資料「12. 水防工法」参照）の習得に努め、また水害及びこれが予想される場合は、状況に応じ待機、準備、出動し水害を最小限に抑えるよう水防活動を行う（第6章 第1節「水防活動」参照）。



第2章 重要水防箇所

第1節 定義

第2節 国管理区間における重要水防箇所

第3節 県管理区間における重要水防箇所

第1節 定義

堤防の破堤、河川からの溢水、氾濫により人命、財産に重要な被害を及ぼす箇所で、水防活動を重点的に行う必要のある箇所をいう。

なお、岐阜市水防計画では、各地区水防団の分担区域と合わせて表記する。(本編資料「3. 岐阜市水防団分担区域及び重要水防箇所」参照)

第2節 国管理区間における重要水防箇所

・ 評価基準については、次のとおりである。

重要水防箇所評価基準

種類	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	○計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	○計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあっては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	○堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 ○堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)がある箇所。 ○水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	○堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 ○堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴(被災状況が確認できるもの)はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種類	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
基礎地盤漏水	○堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 ○基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 ○水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	○堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している箇所。 ○堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 ○水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘	○水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 ○橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 ○波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	○水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	

種類	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
工作物	○河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所 ○橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所	○橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所	
工事施工			○出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡			○新堤防で築造後3年以内の箇所。 ○破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			○陸閘が設置されている箇所。

○重点区間：水防時に重点的に巡視すべき区間で、重要度A、B及び要注意区間の中から設定

○重要度A：水防上最も重要な区間 ○重要度B：水防上重要な区間

○要注意区間：水防上注意を要する区間

●重点監視区間：重点的に堤防の浸透・侵食による変状の監視を行う区間

第3節 県管理区間における重要水防箇所

・評定基準については、次のとおりである。

注意度Aとは、被害が次に該当するところとする。

1. 人命の危険に及ぶと想定される場合
2. 住居浸水が相当数になると想定される場合
3. 国道・県道等が冠水し、交通不能が1日以上にわたるものと想定される場合
4. その他重大な被害が想定される場合

注意度Bとは、被害が次に該当するところとする。

Aより被害が軽微であると想定されるが、注意を要する箇所。

・「重要水防箇所」を指定する場合の点検項目

種類	内容
堤防高の不足	河川整備計画による計画堤防高より低い堤防
	最近の出水において越水氾濫のあった堤防
	被災水位までの築堤となっている堤防
漏水	堤体から漏水の実績がある堤防
	漏水対策工事を実施したが、まだ日の浅い堤防
	漏水のおそれが想定される堤防
堤防断面が小さい	標準的な堤防断面形より小さな堤防（堤防の法勾配が2割より堤防急であったり、天端幅が非常に小さい一般に剃刀堤といわれる堤防。）
堤体の強度不足	堤体や基礎地盤の土質が軟弱で法崩れや沈下の実績がある堤防
	法崩れ、沈下対策工事を実施して、まだ日の浅い堤防
水衝部（水当たり）	洪水時に水衝部となり、堤体、護岸、根固め、水制等に不安のある堤防
洗掘	護岸、根固め等の前面が異常に洗掘されている箇所
工事施工中	出水期を控え堤防を堀削したり、仮締切工事を実施中の堤防
	樋門、樋管工事等堤防を堀削した工事が完了して、まだ日の浅い堤防
堤防を横断する工作物	老朽した樋門、樋管等の堤防横断工作物
河川を横断する工作物 （発電用の施設を除く）	可動扉の作動が、洪水の疎通に重大な影響のある施設
	取付護岸の不備
	老朽化工作物
陸閘	陸閘が設置されている箇所
疎通能力の不足	河道が狭少で、氾濫が頻発している箇所
護岸不備	必要である護岸がなされていない箇所
	護岸が老朽、ぜい弱であったり、被災を受け未だ復旧、修繕の行われていない箇所

第3章 水防組織

第1節 市の水防組織

第2節 水防団及び消防団

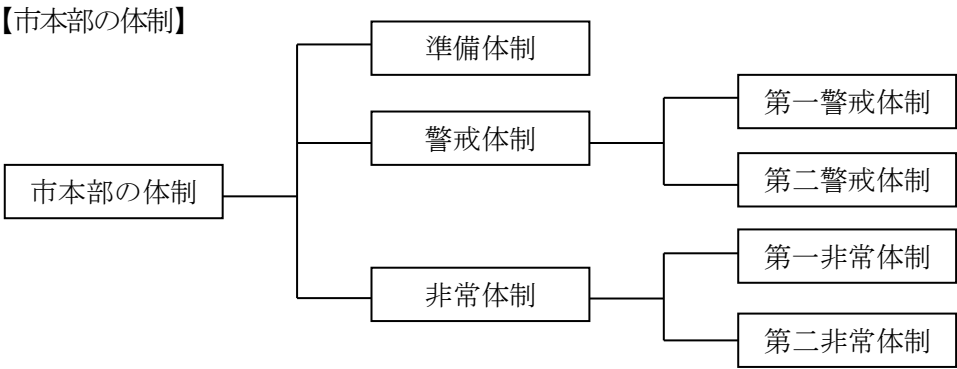
第3節 協力及び応援

第1節 市の水防組織

体制等		気象、水位要件	設置本部
準備体制		①次の注意報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき ・大雨注意報・洪水注意報 ②境川の馬橋観測所水位が、9.80mに達したとき ③長良川、境川以外の河川が、水防団待機水位に達したとき	
警戒体制	第一警戒体制	①次の警報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき ・大雨警報・洪水警報・暴風警報 ②境川の馬橋観測所水位が9.80mを超え、水防団待機水位まで上昇するおそれがあるとき ③長良川が、水防団待機水位に達したとき ④長良川・境川以外の河川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ⑤岐阜市及び岐阜市周辺で、局地的集中豪雨が発生し、又は発生するおそれがあるとき	《災害警戒本部》 16-1会議室に設置する。 ・警戒本部長（基盤整備部 団長） ・警戒副本部長（都市防災部 上席者） ・警戒本部員（都市防災部、基盤整備部、まちづくり推進部、都市建設部、経済部 各1名）
	第二警戒体制	①長良川・境川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ②長良川・境川以外の河川が、避難判断水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ③岐阜市に大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」となり、土砂災害警戒情報に関するメッシュ情報（土砂災害危険度判定）において土砂災害警戒情報の基準に達するおそれがあるとき ④岐阜市に大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき ⑤県内の他自治体に、特別警報が発表されたとき	・任務内容 ①災害応急対策の活動方針の指示 ②河川情報、水位情報及び土砂災害情報などの情報収集及び情報伝達 ③避難準備に関する指示
非常体制	第一非常体制	①長良川が、避難判断水位（長良橋観測所は出動水位）に達したとき ②長良川以外の河川が、氾濫危険水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ③岐阜市に土砂災害警戒情報が発表されたとき ④岐阜市に大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき ⑤岐阜市に特別警報が発表されたとき又は岐阜市において特別警報に準ずる気象現象が発生したとき ⑥その他局所的な災害で、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	《災害対策本部》 6階災害対策本部室、災害対策本部事務室に設置する。 ・本部長（市長） ・副本部長（副市長） ・本部員（各部室長） ※その他組織編成、分担任務の詳細については、「水防活動（第6章 第1節）」及び「岐阜市地域防災計画 一般対策計画」を参照のこと。

体制等		気象、水位要件	設置本部
非常体制	第二非常体制	①災害により、市内の広域に被害が発生するおそれがあるとき。	《災害対策本部》

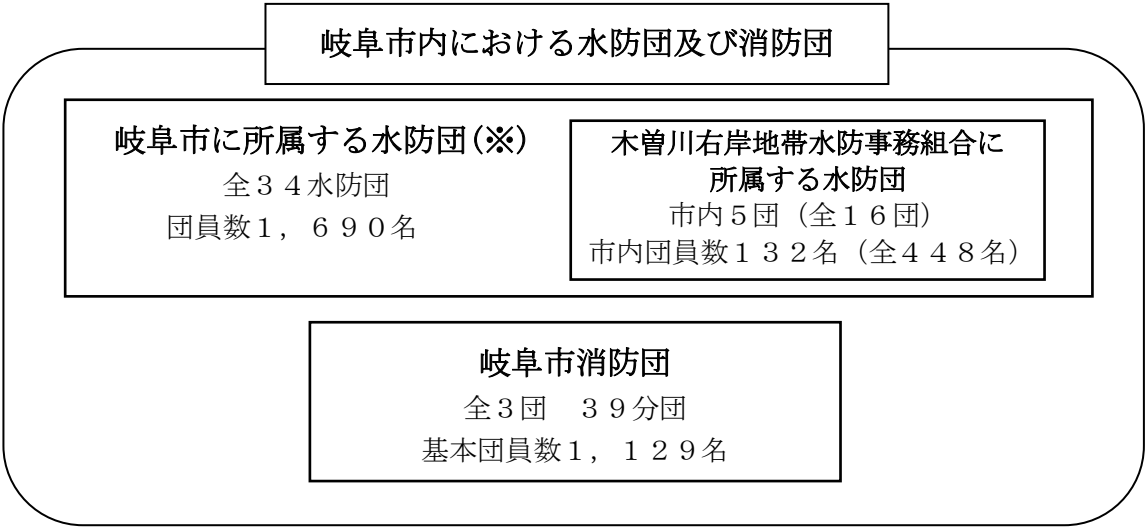
- ※1 その他市長が各体制を命じたとき。
- ※2 この計画で、長良川以外の河川とは、本編資料「15. 量水標設置場所及び水位基準」の河川名の欄に掲げる、長良川以外の河川をいう。



第2節 水防団及び消防団

洪水から市民を守るため、市内においては岐阜市に所属する水防団が29団、木曽川右岸水防事務組合に所属する水防団が5団、そして水防団がない区域については、岐阜市消防団が活動している。

なお、詳細については、「岐阜市の地域特性（第1章 第6節）」、本編資料「1. 水防団等の構成」及び「2. 水防団連絡先一覧表」を参照のこと。



※木曽川右岸地帯水防事務組合に所属する5団を含む。

第3節 協力及び応援

第1項 河川管理者の協力

河川管理者国土交通省中部地方整備局長又は岐阜県知事は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

【河川管理者の協力が必要な事項】

- (1) 管理河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際し、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (5) 水防活動の記録及び広報

第2項 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

【下水道管理者の協力が必要な事項】

- (1) 管理下水道（雨水渠）に関する情報の提供
- (2) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に対する応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供

第3項 水防管理団体相互の応援及び相互協定

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は木曽川右岸地帯水防事務組合に対して応援を求めるものとする。

また、木曽川右岸地帯水防事務組合から応援を求められた場合は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

第4項 警察官の援助要求

水防管理者は、水防のために必要があると認めるときは、岐阜市内の警察署長に対して、警察官の出動を求めるものとする。また、その方法については、岐阜市内の警察署長と協議しておくものとする。

第5項 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。派遣要請に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- ア 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ 派遣部隊が展開できる場所
- オ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行う。

第6項 国(河川事務所)との連携

- ・洪水予報連絡会

市は、県や国土交通省河川事務所が開催する連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、堤防整備状況、水防警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

第7項 企業(地元建設業等)との連携

市は、岐阜土木工業会等との協定に基づき、出水時の水防活動の応援を依頼する。

第8項 住民、防災機関等との連携

市は、水防活動の実施に当たっては、地域住民、そして岐阜市地域防災計画に定める防災機関等と連携を図り、水防のため必要があるときは、住民等に水防活動への協力を求めるものとする。

第9項 水防協力団体

水防管理団体は、下記に掲げる業務ができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- ア 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- ウ 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- エ 水防に関する調査研究を行うこと。
- オ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- カ 前各号に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。

なお、水防関係機関の連絡先等については、本編資料「4. 水防関係機関」を参照のこと。

第4章 水防施設

第1節 水防施設

第2節 排水機場、水門等

第1節 水防施設

- (1) 市内の水防施設及び備蓄資器材は、本編資料「5. 水防倉庫及び格納資器材」、「6. 水防団員詰所」及び「7. その他水防施設」のとおりである。
- (2) 水防管理者は、土砂採取予定地を選定し立札をもって明示すること。この場合あらかじめ当該土木事務所長の指示を受けること。また、土木事務所長は、必要によりあらかじめ国土交通省河川事務所長と協議するものとし、資材運搬路を前もって選定する等の措置に努め、河川巡視の際合わせて点検するものとする。
- (3) 水防管理者は、資材の確保のため重要水防区域近在の竹、立木、木材等を調査するとともに、資材確保のため業者と必要に応じ協議しておき、緊急時調達しうる数量を確認して、その補給に備えなければならない。また備蓄器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。
- (4) 水防管理者は、備蓄資器材では不足するような緊急事態に際して、国の応急復旧用資器材又は県の備蓄資器材を使用する場合には、国土交通省木曽川上流河川事務所長又は岐阜土木事務所長に電話にて承認を受けるものとする。
- (5) 緊急資材等の輸送は、実施する班において行い、補給資材及び運搬用・連絡用可動車輛の掌握については、岐阜市地域防災計画により定められた部局が担当するものとする。
- (6) 水防管理者は、水防活動において必要であると判断した場合、岐阜市長良川防災・健康ステーションを使用し水防活動を行うことができ、当該施設を使用できるよう日頃より維持管理するものとする。

第2節 排水機場、水門等

(1) 河川区間の排水機場、水門

水防上重要な水門等は、本編資料「8. 水防上重要な関係を有する水門等一覧」及び「9. 排水機場等一覧」のとおりである。

管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、特に、水防時においては、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。

管理者は、気象警報・注意報等及び洪水予報・水防警報の通知を受けたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めたときは、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

各排水機場等の操作規則の概要については「資料編 (2) 操作要領」のとおりである。

(2) 連絡等

排水機場、水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を必要に応じ所管事務所、下流地域等の水防管理団体に迅速に連絡するものとする。

第5章 情報連絡

第1節 予報及び警報

第2節 気象予報等の情報収集

第3節 通信連絡

第1節 予報及び警報

第1項 気象予警報

気象予警報について、下記のとおり定める。

(1) 意味

岐阜地方気象台が気象業務法の定めるところにより、岐阜県下の水防活動の活用のため発表するもの。

(2) 根拠法

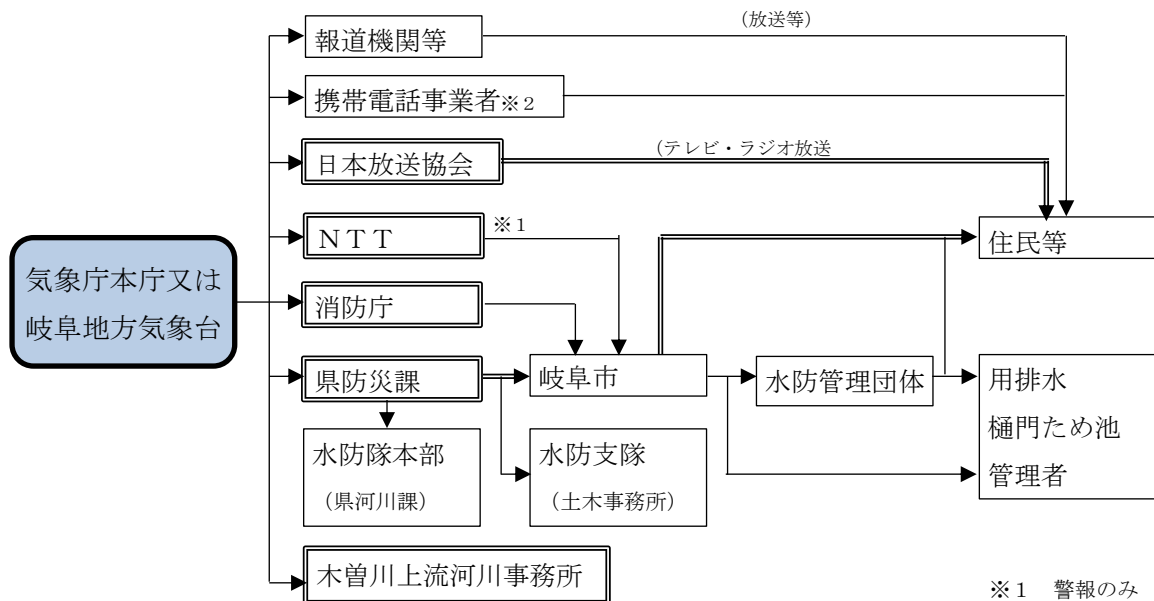
気象業務法 第14条の2第1項

(3) 種類

水防活動の利用に適合する(水防活動用)警報及び注意報は、指定河川洪水予報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

一般の利用に適合する警報・注意報	水防活動の利用に適合する警報・注意報
大雨注意報	水防活動用気象注意報
大雨警報又は大雨特別警報	水防活動用気象警報
洪水注意報	水防活動用洪水注意報
洪水警報	水防活動用洪水警報

(4) 伝達系統



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※2 緊急速報メールは、気象等(大雨、暴風、暴風雪、大雪)に関する特別警報が岐阜市に初めて発表されたとき、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

第2項 洪水予報

洪水予報について、下記のとおり定める。

(1) 意味

国土交通省または岐阜県と気象庁本庁または岐阜地方気象台が共同して、法第10条第2項及び第11条第1項により指定された河川について洪水のおそれがあると認めるとき、それぞれの河川名を付けて発表するもの。

(2) 根拠法令

気象業務法 第14条の2第2項及び3項

法第10条第2項、法第11条第1項

(3) 洪水予報の種類と基準

種類	洪水予報の標題	発表する基準	備 考
	発表しない (水防団待機水位)	基準地点の水位が水防団待機水位(通報水位)に到達したとき。	
洪水注意報	氾濫注意情報 (氾濫注意水位)	基準地点の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に到達し、更に水位が上昇すると見込まれるとき。	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2(※)」に相当。
洪水警報	氾濫警戒情報 (避難判断水位)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき。	基準地点の水位が氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位上昇が見込まれるときに発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 危険な場所から高齢者等の避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。
	氾濫危険情報 (氾濫危険水位)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。 急激な水位上昇により、まもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき。 (国管理河川)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所から全員避難が必要とされる「警戒レベル4」に相当。

種類	洪水予報の標題	発表する基準	備考
洪水警報	氾濫発生情報 (氾濫の発生)	堤防から越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき。	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救助活動等が必要となる。 避難を安全にできない可能性がある状況であり、命を守る行動及び直ちに安全を確保する「緊急安全確保」が必要となる「警戒レベル5」に相当。
解除	氾濫注意情報解除	氾濫注意情報の必要がなくなつたと認められるとき。	基準点の氾濫注意情報の水位基準を下回り、氾濫注意情報の必要がなくなつたと認められるとき。

※「警戒レベル〇」とは、「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）に示されている「警戒レベル1～5」を意味する。

（4）大雨特別警報解除後の洪水への呼びかけ「河川氾濫に関する情報」について（臨時洪水予報）

①発表の時期

指定河川洪水予報を実施する国管理河川の予報区域（木曽川中流、長良川中流、揖斐川中流）の氾濫域に関わる岐阜県・愛知県・三重県の府県予報区（全域又はその一部）において大雨特別警報が発表されており、当該河川の予報区域において「氾濫発生情報」「氾濫危険情報」または「氾濫警戒情報」を発表中などの場合に、これに該当する府県予報区において大雨特別警報の一部または全てが警報等への切り替えが行われる直前に実施する。（中部地方整備局、名古屋地方気象台）

※速やかに水位が下がる見込み等により、今後危険が見込まれないと河川事務所等が判断した場合「河川氾濫に関する情報」を発表しない場合がある。この場合、会見も実施しない。また、大雨特別警報の警報等への切り替えから1日ほど後に水位が危険になる場合がある。このような長期の見通しが可能な予報区域（長大河川：木曽川）においては、洪水予報を発表していない場合であっても「氾濫危険情報」の発表が見通される場合は、河川氾濫に関する情報を発表する。

②複数の府県で大雨特別警報が発表されている場合

複数の府県で大雨特別警報が発表されている状況下では、2回目以降の会見は状況に応じて実施する。

③対象河川

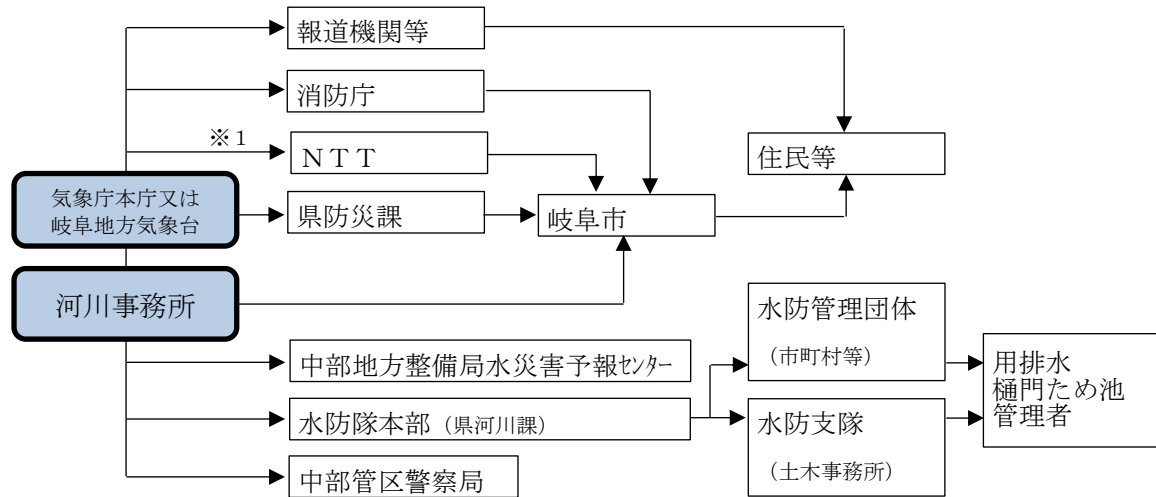
国管理のすべての洪水予報河川を対象とし、河川毎の概要を解説する。

④伝達手段

- ・河川事務所等から都道府県、市町村にはFAX等で伝達する。
- ・気象台からの警報への切り替えは、府県気象情報で伝達する。

(5) 伝達系統

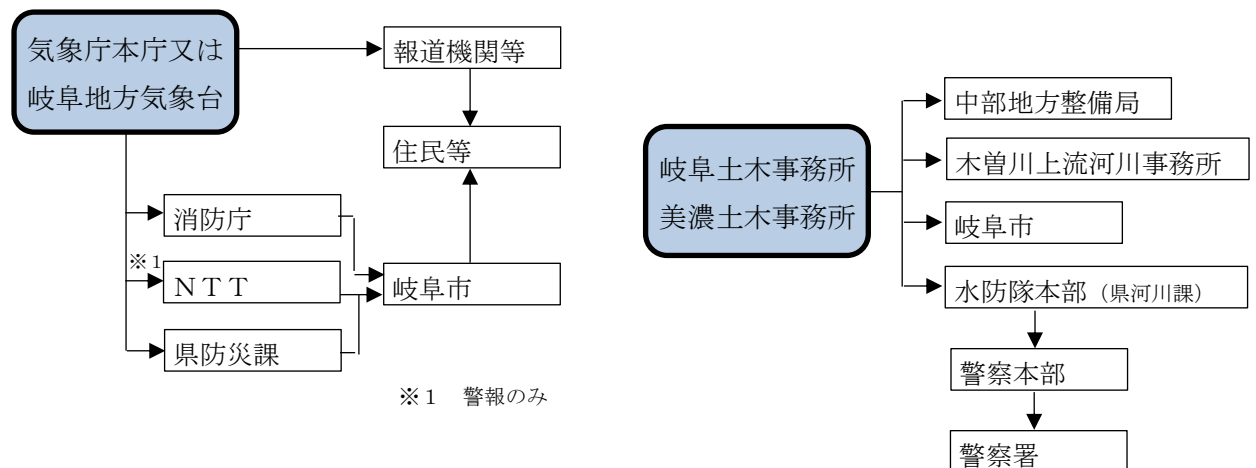
・国管理河川における伝達



※上記発表機関は下表組合せによる

予報区間	発表機関	
木曽川中流	木曽川上流河川事務所	岐阜地方気象台 名古屋地方気象台
揖斐川中流 長良川中流	木曽川上流河川事務所	岐阜地方気象台

・県管理河川における伝達



※1 警報のみ

(6) 洪水予報発令基準点

・国の基準地点

河川名	観測所	県名	地先名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	出動 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	解 除
木曽川	今渡	岐阜	可児市 今渡	左岸 69.4	4.00 ^m	5.50 ^m	7.30 ^m	11.10 ^m	11.50 ^m	12.09 ^m	
	犬山	愛知	犬山市 栗栖	左岸 59.7	5.80	9.20	10.40	11.60	12.20	14.22	
	笠松	岐阜	羽島郡 笠松町 柳原町	右岸 40.3	7.60	10.40	11.30	13.40	13.60	14.15	

木曽川	木曽成戸	〃	海津市 海津町 成戸	右岸 24.1	4.40	5.80	6.40	8.70	8.90	8.95	氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなった時
揖斐川	岡島	〃	揖斐郡 揖斐川 町岡島	右岸 57.3	0.50	1.30	2.40	3.40	4.10	5.32	
	万石	〃	大垣市 万石	右岸 40.6	2.50	4.00	5.00	5.80	6.40	7.09	
	今尾	〃	養老郡 養老町 大巻	左岸 27.0	4.30	6.00	6.90	8.10	8.70	9.04	
長良川	忠節	〃	岐阜市 忠節町	左岸 50.2	1.00	2.00	3.50	5.30	5.50	6.68	
	墨俣	〃	大垣市 墨俣町	右岸 39.4	2.50	4.00	5.00	7.20	7.70	7.94	
	長良成戸	〃	海津市 海津町 成戸	左岸 24.1	3.00	4.50	5.60	6.70	7.00	7.42	

・県の基準地点

河川名	区域	延長	洪水予報 発表責任者	対象水位観測所							対応水 防管理 団体
				名称	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位	
長良川	(左岸) 美濃市曾代 ～ 岐阜市日野	km 20.8	美濃土木事務所長 岐阜土木事務所長 岐阜地方 気象台長	美濃	美濃市 港町	m 2.00	m 3.20	m 3.80	m 4.20	m 6.60	関市 美濃市 岐阜市
	(右岸) 美濃市立花 ～ 岐阜市長良			芥見	岐阜市 芥見	4.00	5.00	7.00	7.30	7.39	

(7) 氾濫発生情報発表基準地点(氾濫開始相当水位)

河川名	基準 点名	氾濫発生情報の 発表責任者	氾濫発生箇所詳細			氾濫発生情報発表 のための水位計		河川カ メラ名 称	周知す る水防 管理 団体
			氾濫発生 位置	詳細場所	(参考) 対象氾濫 ブロック 名	危機管理型水位計			
						水位 計名	氾濫開 始相当 水位		
長良川	美濃	美濃土木事務所長 岐阜土木事務所長 岐阜地方気象台長	関市 小屋名	千疋橋上流 約 0.6km 左岸	美濃_L03	長良川 小屋名	0.00	長良川 小屋名	関市 美濃市
			関市 側島	岐関大橋下流 約 0.2km	美濃_L01	長良川 側島	0.00	長良川 側島	美濃市
	芥見		岐阜市 溝口	岐関大橋下流 約 0.4km 右岸	芥見_R03	長良川 溝口	0.00	長良川 溝口	岐阜市

第3項 水位周知河川における水位到達情報

水位周知河川における水位到達情報について、下記のとおり定める。

(1) 意味

ア 国土交通省が発表するもの

木曽川上流河川事務所長から法第13条第1項により指定された河川（伊自良川）について、水位が各々に指定した避難判断水位・氾濫危険水位に達した時に発表するもの。

イ 岐阜県知事が発表するもの

各関係土木事務所長が法第13条第2項により指定された河川（境川、伊自良川、板屋川、鳥羽川、武儀川、津保川、長良川、木曽川）について、水位が各々に指定した避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）・氾濫開始相当水位に達した時に発表するもの。

(2) 根拠法令

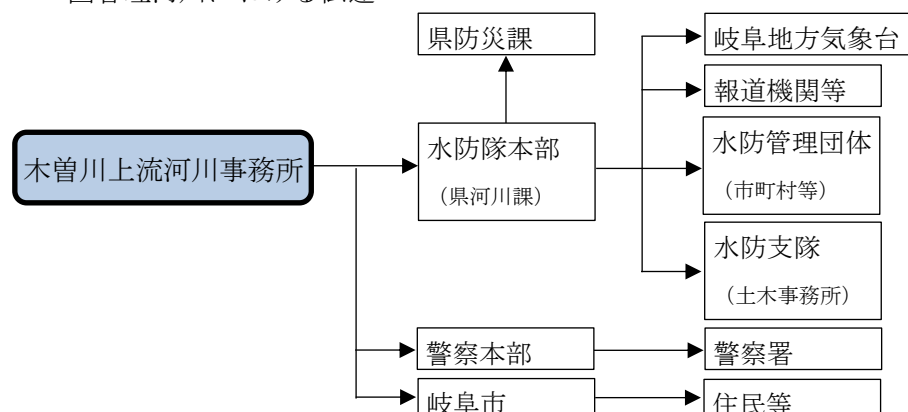
法第13条第1項及び第2項

(3) 水位到達情報の基準

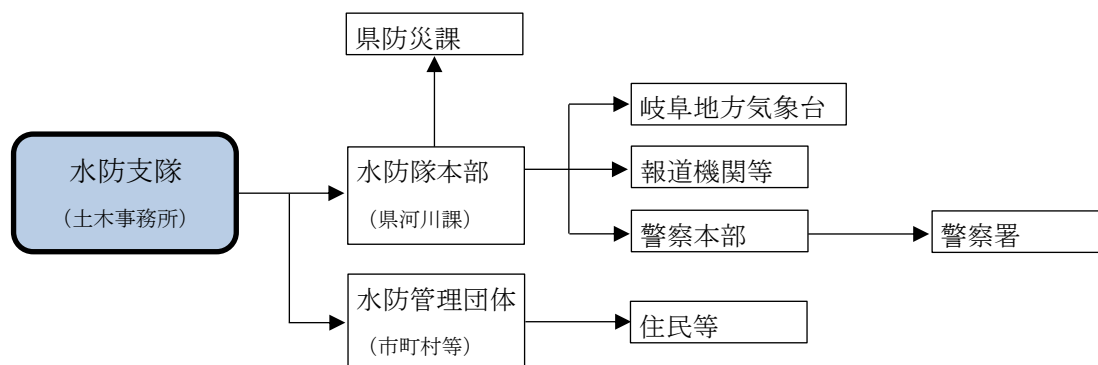
種類	発表基準
氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達したとき。(国土交通省)
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき。(国土交通省・岐阜県)
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき。(国土交通省・岐阜県)
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき。(国土交通省)
	堤防から越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき。(岐阜県)

(4) 伝達系統

・国管理河川における伝達



・県管理河川における伝達



(5) 水位到達情報発表基準点

・国の基準地点

河川名	観測所	県名	地先名	位置	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	出動 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
伊自良川	古川橋	岐阜	岐阜市木田 柿ヶ瀬	右岸 5.2 km	2.40 m	4.20 m	5.40 m	5.50 m	5.70 m	6.20 m

・県の基準地点

河川名	区域	延長	発表責任者	対象水位観測所							参考となる機関等	対応水防管理団体
				名称	位置	設置機関	水防団 待機水位 (通報水位)	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断 水位	氾濫危険 水位		
境川	各務原市岩地川合流点から岐阜市新荒田川合流点まで	8.7 km	岐阜土木事務所長	(テレ) 馬橋	岐阜市蔵前	県	10.00 m	10.20 m	10.30 m	10.60 m	岐阜市各務原市笠松町岐南町羽島市	岐阜市各務原市木曽川(岐阜)羽島市
伊自良川	山県市大岡橋から岐阜市繰舟橋まで	11.5	〃	(テレ) 伊自良	山県市小倉	県	1.30	1.70	2.20	2.50	山県市	岐阜市山県市
板屋川	岐阜市秋沢地先から同市伊自良川合流点まで	8.2	〃	(テレ) 御望	岐阜市御望	県	1.80	2.20	2.60	2.90	岐阜市本巣市	岐阜市本巣市
鳥羽川	山県市十王橋から伊自良川合流点まで	6.2	〃	(テレ) 東深瀬	山県市東深瀬	県	1.90	2.30	2.80	3.20	山県市	岐阜市山県市
武儀川	山県市西武芸橋から長良川合流点まで	11.1	岐阜土木事務所長 美濃土木事務所長	(テレ) 谷口	関市武芸川町谷口	国土交通省	1.50	2.50	3.20	3.40	山県市	岐阜市山県市 関市
津保川	関市神野(旧武儀町境)から関市肥田瀬富津橋まで	11.5	美濃土木事務所長 可茂土木事務所長	(テレ) 下之保	関市下之保	県	1.00	1.80	2.30	2.70	関市 富加町	関市 富加町
	関市肥田瀬富津橋から長良川合流点まで	12.8	美濃土木事務所長 可茂土木事務所長	(テレ) 関	関市上白金	国土交通省	3.00	4.00	5.70	5.80	関市 富加町	岐阜市関市 富加町

河川名	区域	延長	発表責任者	対象水位観測所							参考となる機関等	対応水防管理団体
				名称	位置	設置機関	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位		
長良川	板取川合流点から郡上市美並町下田橋まで	14.8	美濃土木事務所長	(テレ)上田	郡上市美並町大原	県	3.20	4.80	5.20	6.00	美濃市	美濃市
			郡上土木事務所長								郡上市	郡上市
	郡上市美並町下田橋から亀尾島川合流点まで	13.1	郡上土木事務所長	(テレ)新美並橋	郡上市美並町三戸	県	2.60	3.10	3.20	3.80	郡上市	郡上市
	亀尾島川合流点から吉田川合流点まで	4.9	〃	(テレ)稲成	郡上市八幡町稲成	国土交通省	2.00	3.00	3.10	3.70	郡上市	郡上市
木曽川	(左岸)中津川市山口字賊母の長野県境から山の田川合流点まで	16.5	恵那土木事務所長	(テレ)坂下山口※	中津川市山口	県	7.00	8.30	8.50	8.80	関西電力落合発電所	中津川市
	(右岸)中津川市坂下字上鐘から山の田川合流点まで	14.0										

※旧：落合水位観測所

(6) 氾濫発生情報発表基準地点(氾濫開始相当水位)

・県の基準地点

河川名	基準点名	氾濫発生情報発表責任者	氾濫発生箇所詳細			氾濫発生情報発表のための水位計				周知水防管理団体
			氾濫発生位置	詳細場所	(参考)対象氾濫ブロック名	通常型水位計		危機管理型水位計		
						水位計名	氾濫開始相当水位	水位計名	氾濫開始相当水位	
境川	馬橋	岐阜土木事務所長	岐阜市高田	高田橋下流0.3km 左岸	馬橋__L03	馬 橋	11.30			岐阜市各務原市木曽川右岸地帯水防事務組合羽島市
伊自良川	伊自良	岐阜土木事務所長	山県市梅原	富士橋より下流約1.0km 左岸	伊自良__L07			伊自良川梅原	0.00	岐阜市山県市
板屋川	御望	岐阜土木事務所長	岐阜市則松	犬塚橋上流約0.3km 左岸	御望__L03			板屋川則松	0.00	岐阜市本巣市
鳥羽川	東深瀬	岐阜土木事務所長	山県市西深瀬	十王橋上流右岸	東深瀬__R06	東深瀬	3.90			岐阜市山県市

河川名	基準点名	氾濫発生情報発表責任者	氾濫発生箇所詳細			氾濫発生情報発表のための水位計				周知水防管理団体
			氾濫発生位置	詳細場所	(参考)対象氾濫ブロック名	通常型水位計		危機管理型水位計		
						水位計名	氾濫開始相当水位	水位計名	氾濫開始相当水位	
武儀川	谷口	岐阜土木事務所長	関市武芸川町谷口	一色橋上流 約 0.6km 右岸	谷口__R05			武儀川 谷口	0.00	岐阜市 山県市
		美濃土木事務所長				関市				
津保川	下之保	美濃土木事務所長	関市神野	大保木橋下流 約 0.2km 右岸	下之保__R03			津保川 神野	0.00	関市 富加町
		可茂土木事務所長				0.00				
	関	美濃土木事務所長	関市 小屋名	百年橋下流 約 0, 1km 右岸	関__R01			津保川 小屋名	0.00	岐阜市 関市
		可茂土木事務所長				富加町				
長良川	上田	美濃土木事務所長	郡上市美並町西母野	白石橋下流 約 0.6km 右岸	上田__R06			長良川 西母野	0.00	美濃市
		郡上土木事務所長	郡上市美並村上田	下田橋下流 約 0.3 km 右岸	上田__R10			長良川 上田	0.00	郡上市
	新美並橋	郡上土木事務所長	郡上市八幡町浅柄	新美並橋 上流約 2.2km 右岸	新美並橋__R06			長良川 浅柄	0.00	郡上市
	稲成	郡上土木事務所長	郡上市八幡町穀見	稲成橋下流 約 0.8km 左岸	稲成__L02			長良川 穀見	0.00	郡上市
木曽川	坂下山口	恵那土木事務所長	中津川市中之垣外	弥栄橋上流 0.5km 右岸	落合__R05			木曽川 坂下新田	0.00	中津川市

第4項 水防警報

水防警報について、下記のとおり定める。

(1) 意味

ア 国土交通大臣が発表するもの

木曽川、揖斐川、長良川、伊自良川について、洪水により国民経済上重要な損害を生じるおそれがあると認められるとき、国土交通大臣（木曽川上流河川事務所長）が水防を行う必要がある旨を警告して発表するもの。

イ 岐阜県知事が発表するもの

長良川、伊自良川、鳥羽川、武儀川、津保川、木曽川について、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認められるとき各関係水防支隊長（土木事務所長）が水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(2) 根拠法

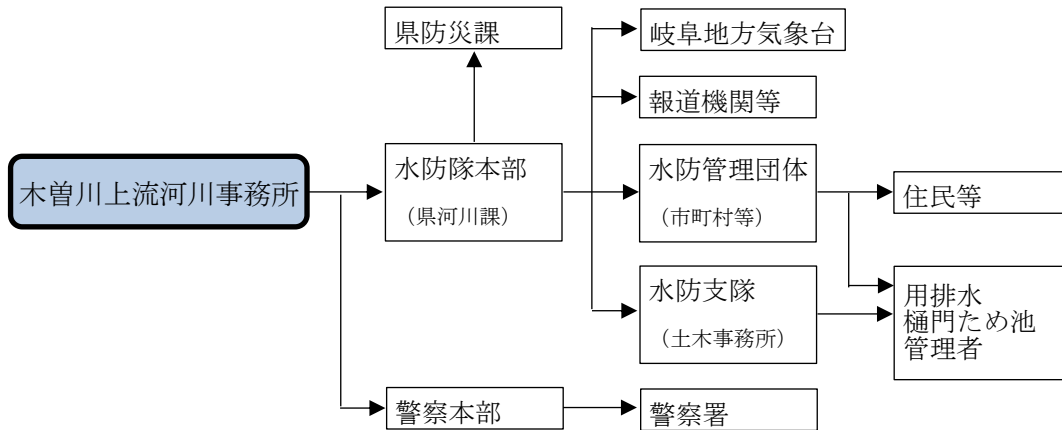
法第16条第1項

(3) 段階と内容

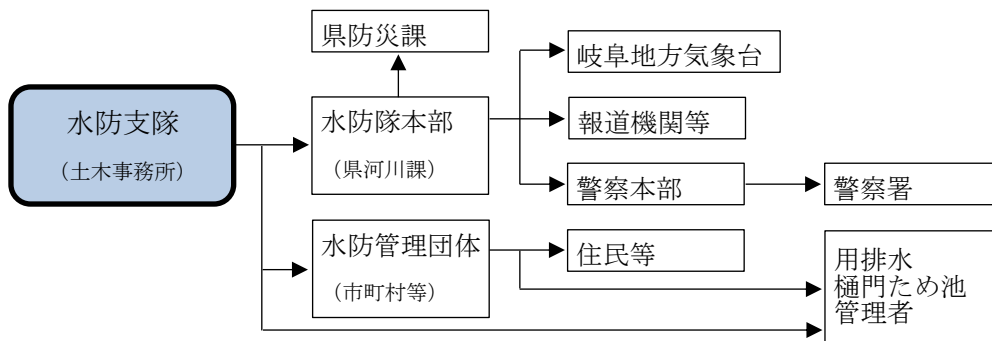
	内容	基準
準備 (第1段階)	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。	対象水位観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇のおそれがあるとき。
出動【国のみ】 (第2段階)	水防団員等の出動を通知するもの。	水位状況等から水防活動の必要が予想され、出動を要すると認めるとき。
解除 (第3段階)	水防活動の終了を通知するもの。	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、氾濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情報 (適宜)	水防活動上必要する水位、その他河川の状況を通知するもの。	適宜。

(4) 伝達系統

・国管理河川における伝達



・県管理河川における伝達



(5) 水防警報発令基準地点

・国の基準地点

河川名	観測所	県名	地先名	位置	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	出動水 位	計画高 水位	解 除
木曽川	今渡	岐阜	可児市今渡	左岸 69.4 ^{km}	4.00 m	5.50 m	7.30 m	12.09 m	基準水位を下回り水防活動の必要がなくなった時
	犬山	愛知	犬山市栗栖	左岸 59.7	5.80	9.20	10.40	14.22	
	笠松	岐阜	羽島郡笠松町柳原町	右岸 40.3	7.60	10.40	11.30	14.15	
	起	愛知	一宮市起	左岸 34.3	1.50	4.00	4.80	7.36	
	木曽成戸	岐阜	海津市海津町成戸	右岸 24.1	4.40	5.80	6.40	8.95	
揖斐川	岡島	岐阜	揖斐郡揖斐川町岡島	右岸 57.3	0.50	1.30	2.40	5.32	
	万石	〃	大垣市万石	右岸 40.6	2.50	4.00	5.00	7.09	
	今尾	〃	養老郡養老町大巻	左岸 27.0	4.30	6.00	6.90	9.04	

河川名	観測所	県名	地先名	位置	水防団 待機水位	氾 濫 注意水位	出動水 位	計画高 水位	解 除
長良川	忠節	〃	岐阜市忠節町	左岸 50.2	1.00 ^m	2.00 ^m	3.50 ^m	6.68 ^m	
	墨俣	〃	大垣市墨俣町	右岸 39.4	2.50	4.00	5.00	7.94	
	長良成戸	〃	海津市海津町成戸	左岸 24.1	3.00	4.50	5.60	7.42	
	長良油島	〃	海津市海津町油島	右岸 13.8	3.30	4.00	4.80	6.52	
伊自良川	古川橋	〃	岐阜市木田柿ヶ瀬	右岸 5.2	2.40	4.20	5.40	6.20	

・ 県の基準地点

河川名	区域	延長	発表責任者	対象水位観測所					参考となる機関等	対応水防管理団体
				名称	位置	設置機関	水防団待機水位	氾 濫注意水位		
長良川	郡上市吉田川合流点から 亀尾島川合流点まで	4.9 ^{km}	郡上土木事務所 長	(テレ) 稲成	郡上市八幡町稲成	国土交通省	2.00 ^m	3.00 ^m	郡上市	郡上市
	亀尾島川合流点から 郡上市美並町下田橋まで	13.1	郡上土木事務所 長	(テレ) 新美並橋	郡上市美並町三戸	県	2.60	3.10	郡上市	郡上市
	郡上市美並町下田橋から 美濃市板取川合流点まで	14.8	郡上土木事務所 長	(テレ) 上田	郡上市美並町大原	県	3.20	4.80	郡上市	郡上市
			美濃土木事務所 長						美濃市	美濃市
	美濃市板取川合流点から 岐阜市日野舟伏まで	20.8	美濃土木事務所 長	(テレ) 美濃	美濃市港町	国土交通省	2.00	3.20	岐阜市 関市	関市 美濃市
			岐阜土木事務所 長	(テレ) 芥見	岐阜市芥見	国土交通省	4.00	5.00	美濃市	岐阜市 関市
境川	各務原市岩地川合流点から 岐阜市新荒田川合流点まで	8.7	岐阜土木事務所 長	(テレ) 馬橋	岐阜市蔵前	県	10.00	10.20	岐阜市 各務原市 笠松町 岐南町 羽島市	岐阜市 各務原市 木曽川(岐阜) 羽島市
伊自良川	山県市大岡橋から 岐阜市繰舟橋まで	11.5	岐阜土木事務所 長	(テレ) 伊自良	山県市小倉	県	1.30	1.70	山県市	岐阜市 山県市
板屋川	岐阜市秋沢地先から 同市伊自良川合流点まで	8.2	岐阜土木事務所 長	(テレ) 御望	岐阜市御望	県	1.80	2.20	岐阜市 本巣市	岐阜市 本巣市
鳥羽川	山県市十王橋から 伊自良川合流点まで	6.2	岐阜土木事務所 長	(テレ) 東深瀬	山県市東深瀬	県	1.90	2.30	山県市	岐阜市 山県市
武儀川	山県市西武芸橋から 長良川合流点まで	11.1	岐阜土木事務所 長	(テレ) 谷口	関市武芸川町谷口	国土交通省	1.50	2.50	山県市	岐阜市 山県市
			美濃土木事務所 長							関市
津保川	関市神野(旧武儀町境)から 関市肥田瀬富津橋まで	11.5	美濃土木事務所 長	(テレ) 下之保	関市下之保	県	1.00	1.80	関市	関市
			可茂土木事務所 長						富加町	富加町
	関市肥田瀬富津橋から 長良川合流点まで	12.8	美濃土木事務所 長	(テレ) 関	関市上白金	国土交通省	3.00	4.00	関市	岐阜市 関市
			可茂土木事務所 長						富加町	富加町

河川名	区域	延長	発表責任者	対象水位観測所					参考となる機関等	対応水防管理団体
木曽川	(左岸)中津川市山口 字賤母の長野県境から 山の田川合流点まで	16.5	恵那土木 事務所長	(テレ) 坂下 山口 ※2	中津川市 山口	県	7.00	8.30	関西電力 落合 発電所	中津川市
	(右岸)中津川市坂下 字上鐘から 山の田川合流点まで	14.0								

※上記表にて「木曽川右岸（事）」とは、「木曽川右岸地帯水防事務組合」を指す。

※2 旧：落合水位観測所

第2節 気象予報等の情報収集

気象予報、浸水想定区域、雨量、河川の水位等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。

(1) 気象情報

気象庁 [【https://www.jma.go.jp/jma/index.html】](https://www.jma.go.jp/jma/index.html)

- ・気象警報・注意報 [【https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning】](https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning)
- ・アメダス [【https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas】](https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas)
- ・ナウキャスト（雨雲の動き・雷・竜巻） [【https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/】](https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/)
- ・キキクル（洪水害） [【https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/】](https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood/)
- ・キキクル（浸水害） [【https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/】](https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund/)
- ・気象庁 防災情報（各種気象情報、台風情報、指定河川洪水予報等）
[【https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html】](https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html)

《参考》

- ・警報・注意報発表基準一覧表（岐阜県）
[【https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/gifu.html】](https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/gifu.html)

(2) 雨量・河川水位

国土交通省

- ・川の防災情報
 - パソコンから [【https://www.river.go.jp/】](https://www.river.go.jp/)
 - スマートフォンから [【https://river.go.jp/s/】](https://river.go.jp/s/)
 - 携帯電話から [【https://i.river.go.jp/】](https://i.river.go.jp/)

岐阜県

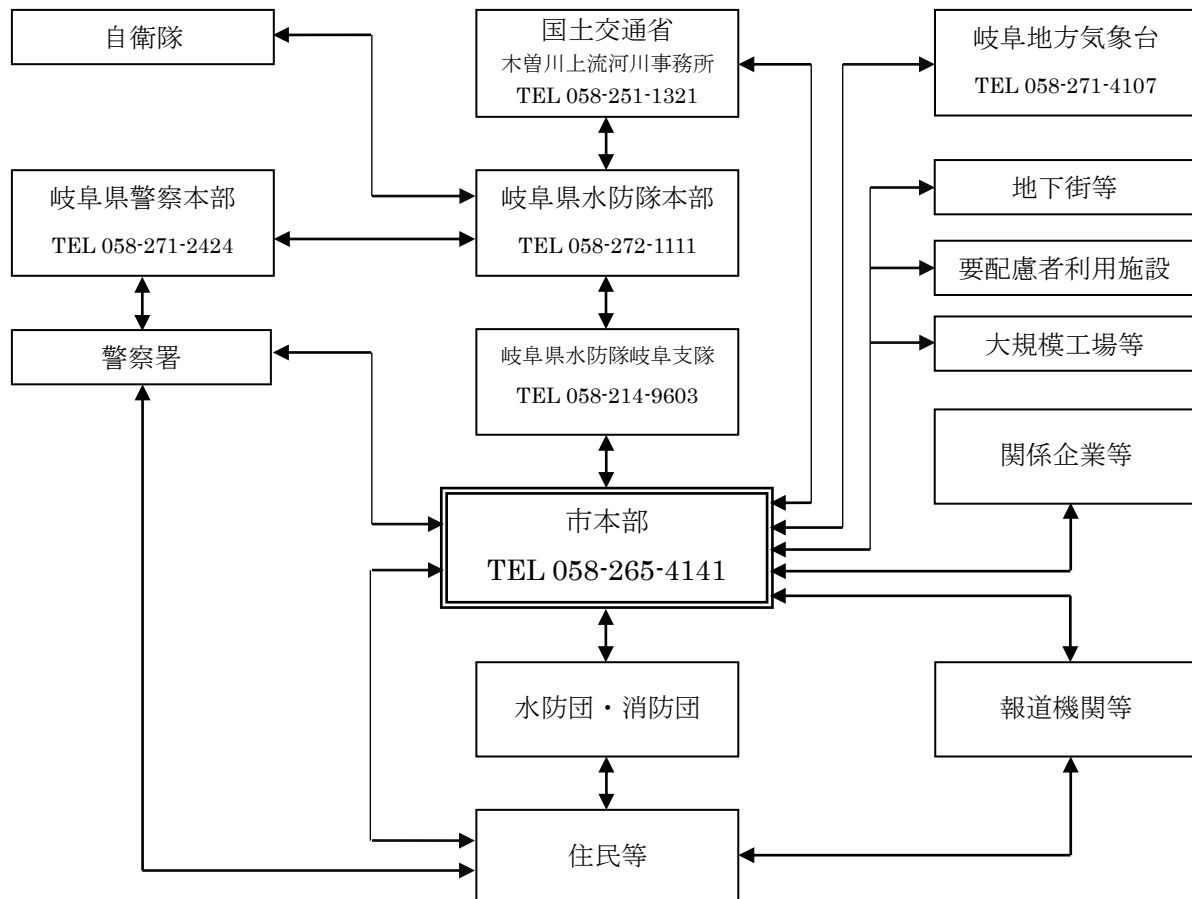
- ・川の防災情報
 - パソコンから [【https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/】](https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/)
 - スマートフォンから [【https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/】](https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/)
 - 携帯電話から [【https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/】](https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/)
- ・浸水想定区域（ぎふ山と川の危険箇所マップ）
[【https://kikenmap.gifugis.jp/】](https://kikenmap.gifugis.jp/)

第3節 通信連絡

通信連絡系統

水防時に必要な連絡用の電話、無線電話の通信系統は、以下のとおりとする。

(1) 洪水に関わる連絡系統

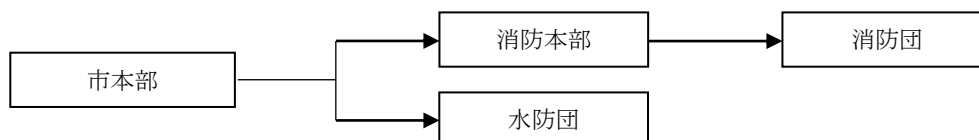


※市本部においては「市の水防組織（第3章 第1節）」を参照のこと。以下同様とする。

※関係機関の連絡先については、本編資料「4. 水防関係機関」を参照のこと。

(2) 水位情報の伝達

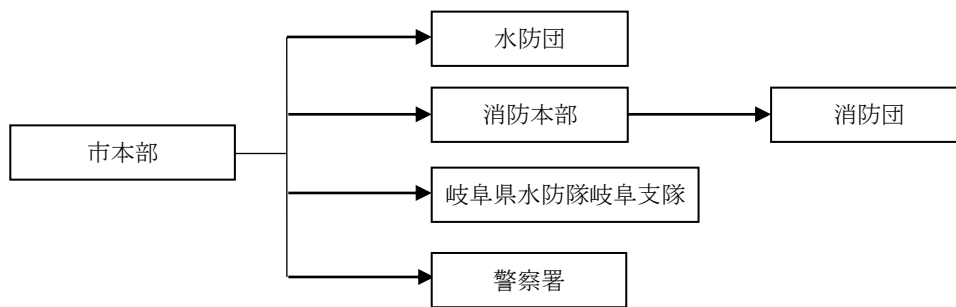
1. 市内における伝達経路



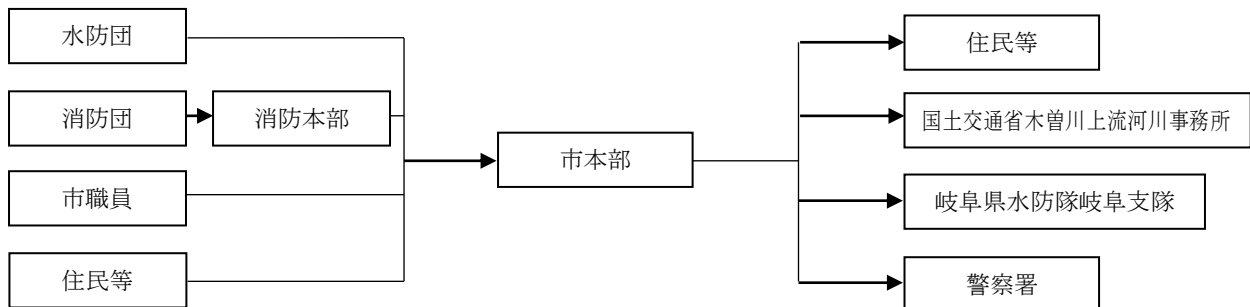
2. 国土交通省及び県からの水位到達情報

「第5章 第1節 第3項 水位周知河川における水位到達情報」に記載のとおりとする。

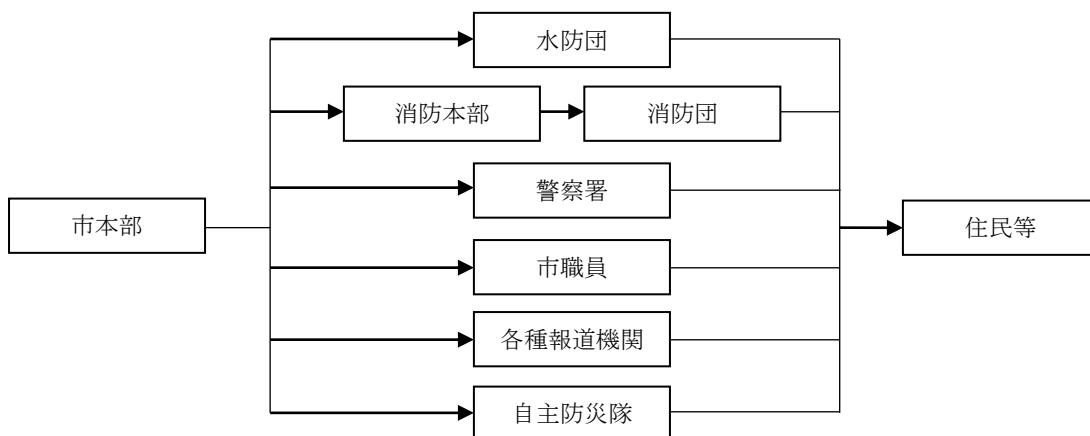
(3) 水防出動



(4) 堤防その他の破壊



(5) 避難及び立退



(6) 災害時優先電話の取扱い

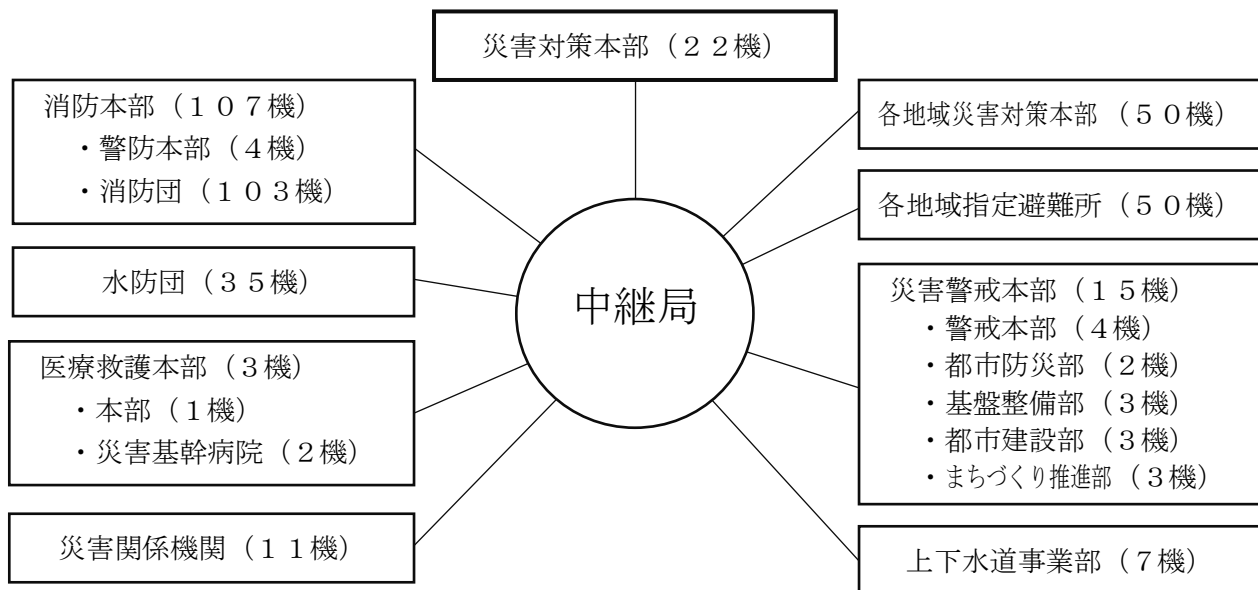
災害時により電話が混みあった場合には、発信規制や接続規制といった通信規制が行われるため、通常の電話連絡が困難になる。これを回避するため、水防上緊急を要する場合、水防関係機関は、水防法第27条第2項及び電気通信事業法に基づき災害時優先電話（予め指定された回線）を利用することができる。

【災害時優先電話（岐阜市水防対策課内）：058－262－1410】

(7) 無線系統図

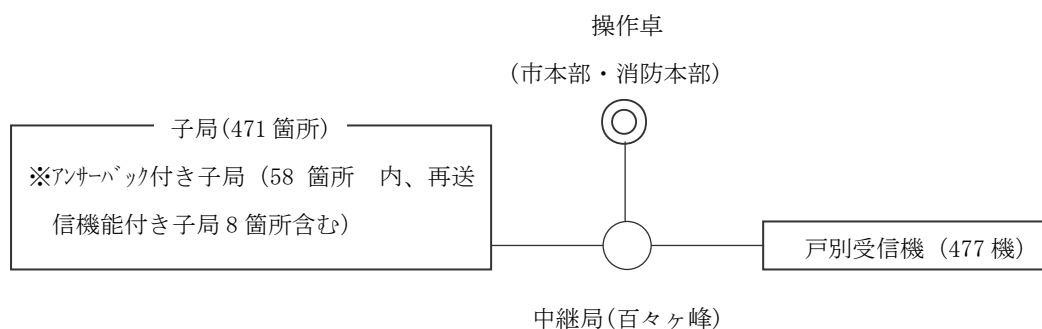
① 岐阜市移動系防災行政無線（MCA無線）300機

- ・各無線機⇒各中継局（2W 930.025MHz～939.975MHz）
- ・各中継局⇒各無線機（40W 850.025MHz～859.975MHz）



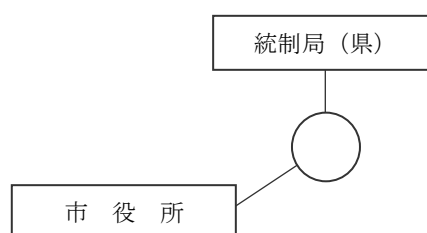
② 岐阜市同報系防災行政無線

- ・基地局⇒中継局（0.1W 58.250MHz）
- ・中継局⇒各無線機（0.1W 65.315MHz）
- ・再送信子局⇒子局（西秋沢公民館 1W 59.345MHz、なかよし公園 1W 59.375MHz、岐阜トヨタ自動車研修センター 0.5W 65.375MHz、もえぎの里 0.1W 59.345MHz、石田公園・岩田公民館 1W 59.345MHz、日野分団本部 0.1W 59.72MHz、石谷公民館 0.005W 59.48MHz）



③ 岐阜県防災行政無線

- ・衛星系（通信衛星）
- ・地上系（岐阜情報スーパーハイウェイ）
- ・移動系（260MHz デジタル無線）



第6章 水防活動

第1節 水防活動

第2節 水防信号、水防標識等

第3節 費用負担、公用負担

第4節 水防報告等

第5節 水防訓練

第1節 水防活動

第1項 市の非常配備

(1) 体制等

注意報、警報等が発表されたとき、あるいは市本部が設置されたときの体制等は、次によるものとする。なお、岐阜市水防計画作成後に「岐阜市地域防災計画」が改定された場合は、それに準ずるものとする。

体制	基準	体制をとる部（班）	分担任務
準備体制	①次の注意報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき ・大雨注意報 ・洪水注意報 ②境川の馬橋観測所水位が、9.80mに達したとき ③長良川、境川以外の河川が、水防団待機水位に達したとき ④その他市長がこの体制を命じたとき	都市防災部(1名以上)	①情報収集、伝達 水防団待機水位を超えた場合は、関係自主防災隊長に連絡（長良川以外の河川）
		消防本部（当務員）	①災害活動 ②情報収集、伝達 ③水防団待機水位を超えた場合は、浸水危険地域等を巡回（長良川以外の河川）
		基盤整備部(8名以上)	①情報収集、伝達 ②水防団待機水位を超えた場合は、浸水危険箇所等を巡回（長良川以外の河川） ③災害対応(水防団関係含む) ④河川水位予測 ⑤水防上必要な資機材の調達
第一警戒体制	①次の警報のうち、いずれかが岐阜市に発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ②境川の馬橋観測所水位が9.80mを超え、更に上昇し、水防団待機水位に達するおそれがあるとき ③長良川が、水防団待機水位に達したとき ④長良川・境川以外の河川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ⑤岐阜市及び岐阜市周辺で、局地的集中豪雨が発生し、又は発生するおそれがあるとき ⑥その他市長がこの体制を命じたとき	都市防災部（3名以上） ※暴風警報時(5名以上 次長、防災対策審議監又は課長含む)	①情報収集、伝達 ・本部連絡員等への情報伝達（メール配信、電話連絡により体制の移行を伝達） ②その他災害対応
		消防本部（3名以上）	①災害活動 ②情報収集、伝達 ③浸水危険箇所等の巡回
		基盤整備部(17名以上・団長1名以上含む)	①情報収集、伝達 ②浸水危険箇所等の巡回 ③河川水位予測 ④水防上必要な資機材の調達 ⑤その他災害対応(水防団関係含む)
		まちづくり推進部(3名以上)	①情報収集、伝達 ②高齢者等避難等広報準備 ③水防用資機材の搬送 ④その他災害対応
		都市建設部(6名) 公園整備班(2名)	①情報収集、伝達 ②高齢者等避難等広報準備 ③その他災害対応
		経済部(6名)	①情報収集、伝達 ②基盤整備部が行う巡回の応援 ③その他災害対応
		《災害警戒本部室の組織》 警戒本部室は、16-1会議室に設置する。 ・警戒本部長（基盤整備部の団長） ・警戒副本部長(都市防災部 上席者) ・警戒本部員 都市防災部、基盤整備部、まちづくり推進部、都市建設部、経済部(各1名)	《災害警戒本部室の任務》 ①災害応急対策の指示 ②河川情報、水位情報及び土砂災害情報などの情報収集及び情報伝達 ③避難準備に関する指示

体制		基準	体制をとる部（班）	分担任務
警戒体制	第二警戒体制	①長良川・境川が、氾濫注意水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ②長良川・境川以外の河川が、避難判断水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ③大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布（土砂キキクル）が「警戒（赤）」となり、土砂災害警戒情報に関するメッシュ情報（土砂災害危険度判定）において土砂災害警戒情報の基準に達するおそれがあるとき ④大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されているとき ⑤県内の他自治体で、特別警報が発表されたとき ⑥その他市長がこの体制を命じたとき	都市防災部(5名以上 次長、防災対策審議監又は課長含む)	①情報収集、伝達 ②非常体制への移行の検討、準備 ③自主避難に伴う事務
			消防本部(14名)	①災害活動 ②情報収集、伝達 ③浸水危険箇所等の巡回
			基盤整備部(18名以上 団長2名以上含む)	①情報収集、伝達 ②浸水危険箇所等の巡回 ③河川水位予測 ④水防上必要な資機材の調達 ⑤非常体制への移行の検討 ⑥その他災害対応(水防団関係含む)
			まちづくり推進部(9名)	①情報収集、伝達、 ②水防用資機材の搬送 ③自主避難の広報、避難誘導 ④その他災害対応
			都市建設部(12名)	①情報収集、伝達 ②自主避難の広報、避難誘導 ③その他災害対応
			経済部(9名)	①情報収集、伝達 ②基盤整備部が行う巡回の応援 ③その他災害対応
			行政部(管財班・デジタル戦略班各1名)	①集中管理車に関すること ②災害対策本部事務室の開設準備
			福祉部(2名)	①住家被害の状況把握 ②福祉施設の状況把握 ③避難行動要支援者に関すること
			教育部(2名)	①自主避難に伴う避難所開設 ②学校施設等への情報提供 ③その他災害対応
			ぎふ魅力づくり推進部(2名)	①観光施設の情報収集、情報提供 ②その他災害対応
			上下水道事業部(2名)	①上下水道施設の災害対策 ②その他災害対応
			市民協働推進部(4名)	①自主避難に伴う避難所開設 ②防災資機材の貸出し準備
			市長公室（広報広聴班2名）	①マスコミへの情報提供 ②ホームページ等への災害情報の掲載
非常体制	第一非常体制	①長良川が、避難判断水位（長良橋観測所は出動水位）に達したとき ②長良川以外の河川が、氾濫危険水位を超え、更に上昇するおそれがあるとき ③岐阜市に土砂災害警戒情報が発表されたとき ④岐阜市に大雨警報、洪水警報、暴風警報の全てが発表されたとき ⑤岐阜市に特別警報が発表されたとき又は岐阜市において特別警報に準ずる気象現象が発生したとき ⑥その他局所的な災害で、大規模な被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ⑦その他市長がこの体制を命じたとき	①都市防災部 ②消防本部 ③基盤整備部 ④まちづくり推進部 ⑤都市建設部 ⑥経済部 ⑦行政部 ⑧福祉部 ⑨教育部 ⑩ぎふ魅力づくり推進部 ⑪上下水道事業部 ⑫市長公室部 ⑬企画部 ⑭市民協働推進部 ⑮保健衛生部 ⑯環境部 ※各部の動員職員数は、災害の規模、種別に応じ、各部で事前に定める計画による。	・市長は、災害種別、規模等から判断し、体制をとる部（本部事務室員を含む）の増減等変更を行う。なお、この場合において防災監（水害時は、基盤整備部長含む）は、市長に意見を具申することができる。 ・市長は、災害種別、規模等から判断し、本部事務室の構成員である防災関係機関の職員を減ずる。なお、この場合において、防災監（水害時は、基盤整備部長含む）は、市長に意見を具申することができる。

体制	基準	体制をとる部（班）	分担任務
第二非常体制	①災害により、岐阜市広域に大規模な被害が発生する恐れがあるとき。 ②その他市長がこの体制を命じたとき。	全ての部(全職員)	

※気象に関する警報、注意報の発令区分は、岐阜県美濃地方岐阜市とする。

※気象に関する警報、注意報の伝達は、消防本部及び守衛室が行う。

なお、河川別の水位上昇による業務等については、「河川水位上昇による活動内容(第6章 第1節 第1項)」を参照のこと。

(2) 体制等の特例

市長（市本部長）は、災害の種類、状況その他により、前記の表に定める体制により難いと認めるときは、特定の部課（班）に対してのみ体制を指示し又は種類の異なる体制を指示することができる。

(3) 体制等の伝達

ア 勤務時間内

体制等	伝達者	受信者	伝達方法
準備体制	都市防災部 (庁内放送は、管財課に依頼)	全部（職員）	庁内放送 庁内メール
第一警戒体制			
第一警戒体制から第二警戒体制へ移行			
第一・第二非常体制			

イ 勤務時間外

体制等	伝達者	受信者	伝達方法
準備体制	守衛室	都市防災部当番員 基盤整備部当番員	電話連絡
第一警戒体制	守衛室	まちづくり推進部当番員 都市建設部当番員 経済部当番員	電話連絡
		メール登録者	職員参集メール
	都市防災部	メール登録者	職員参集メール
第一警戒体制から第二警戒体制に移行	都市防災部	当番員 本部連絡員 メール登録者	電話連絡 電話連絡(参集する部)、職員参集メール 職員参集メール
第一・第二非常体制	都市防災部	本部連絡員 メール登録者	電話連絡、職員参集メール 職員参集メール

※各部は、緊急連絡網を作成し、必要な情報を伝達すること。

（４）水防団派遣職員

市本部長（市本部が設置されていない場合は、基盤整備部長。以下この項目において「市本部長等」という。）は、水防団が行う水防活動の支援を行うため、次により職員を派遣する。

担当者	派遣基準	派遣先	分担任務
水防団担当 （各水防団 1名以上）	①水防団が出動したとき ②その他市本部長等が必要と認めたとき	①水防団員詰所等 ②水防団活動箇所 ③その他市本部長等が指示した場所	①水防団長への市本部からの情報の伝達に関すること ②被災状況及び水防団の活動状況の市本部への伝達に関すること

第2項 河川水位上昇による活動内容

岐阜市内における各河川について、原則、下記のとおり行動するものとする。

なお、下記の水位のほか、「市の非常配備（第6章 第1節 第1項）」に定める体制及び分担任務及び「避難（第7章 第1節）」に定める避難基準、各課作成によるマニュアル（本編資料「14. 水防活動に係るマニュアル等」）を参照し、その他状況に応じ、臨機応変に対応すること。

（１）長良川 長良橋水位

水位	担当	連絡先	内容
17.00m	基盤整備部	・合渡、長良、金華水防団 ・全排水機場	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	道路維持課	・受注者	・プランター撤去作業の準備待機の指示をする（さらに上昇する恐れがある場合）
			・プランター撤去作業の指示をする（予測で18.54mを超える場合）
17.36m （水防団待機水位）	基盤整備部	・長良川水系の水防団 ・道路建設課	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
			・忠節用水関連樋門を水防体制にする
17.99m	基盤整備部	・金華水防団	・港町各陸開操作出動の通知

水位	担当	連絡先	内容
18.00m	基盤整備部	・長良、長良西水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
18.29m	基盤整備部	・金華水防団	・大宮町第二陸閘操作出動の通知
18.30m	基盤整備部	・長良、長良西水防団	・長良南町及び鵜飼屋各陸閘操作出動の通知
18.54m (氾濫注意水位)	基盤整備部	・全水防団 ・全排水機場 ・重要樋門等管理者	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
		・長良西、金華水防団	・長良及び大宮陸閘操作出動の通知
	道路建設課		・道路建設課員は長良・大宮陸閘現場へ参集する
18.54m を超え、19.88m に達する恐れがある場合	基盤整備部	・木曽川上流河川事務所ほか16機関	・交通規制等について、連絡及び協議を行う
	都市建設部		・高齢者等避難の広報を行う
18.95m	基盤整備部	・長良水防団	・大前町、金碧町、法久寺町、築地陸閘操作出動の通知
19.04m	基盤整備部	・金華水防団	・材木町、今町、上茶屋町陸閘操作出動の通知
19.33m	基盤整備部 (災対本部水防対策班)	・金華水防団	・港町各陸閘閉鎖の通知
19.63m (出動水位)	基盤整備部 (災対本部水防対策班)	・金華水防団	・大宮第二陸閘閉鎖の通知
		・全水防団	・出動要請
	都市建設部		・避難指示の広報を行う
19.64m	基盤整備部 (災対本部水防対策班)	・長良、長良西水防団	・長良南町、鵜飼屋各陸閘閉鎖の通知
19.88m	基盤整備部 (災対本部水防対策班) 及び道路建設課	・長良西、金華水防団	・長良、大宮陸閘閉鎖の通知
20.29m を超える前	都市建設部		・緊急安全確保の広報を行う
20.29m	基盤整備部 (災対本部水防対策班)	・長良水防団	・大前町、金碧町、法久寺町、築地陸閘閉鎖の通知
20.38m	基盤整備部 (災対本部水防対策班)	・金華水防団	・材木町、今町、上茶屋町陸閘閉鎖の通知

(2) 長良川 芥見水位

水位	担当	連絡先	内容
4.00m (水防団待機水位)	基盤整備部	・芥見、三輪、藍川、日野水防団 ・山田川排水機場	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
5.00m (氾濫注意水位)	基盤整備部	・芥見、三輪、藍川、日野水防団 ・山田川排水機場	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
7.00m (避難判断水位)	基盤整備部	・芥見、三輪、藍川、日野水防団 ・山田川排水機場	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	都市建設部		・高齢者等避難の広報を行う
7.30m (氾濫危険水位)	基盤整備部	・芥見、三輪、藍川、日野水防団 ・山田川排水機場	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	都市建設部		・避難指示の広報を行う
8.20m を 超える前	都市建設部		・緊急安全確保の広報を行う

※芥見基準点において、危機管理型水位計 長良川溝口の水位が 0.00mに到達し、河川の氾濫を確認した場合、緊急安全確保の広報を行う。

(3) 伊自良川 古川橋水位

水位	担当	連絡先	内容
2.40m (水防団待機水位)	基盤整備部	・伊自良川水系の水防団 ・城田寺ほか5排水機場 ・道路維持課	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
4.20m (氾濫注意水位)	基盤整備部	・伊自良川水系の水防団 ・城田寺ほか5排水機場 ・重要樋門等管理者 ・道路維持課	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
4.20m を超え、5.39m に達する恐れがあるとき	基盤整備部	・木曽川上流河川事務所ほか16機関	・交通規制等について、連絡及び協議を行う
4.72m	基盤整備部	・島、木田水防団	・尻毛第一、旦ノ島陸閘操作準備の通知
	道路維持課		・道路維持課員は尻毛第一・旦ノ島陸閘現地へ参集

水位	担当	連絡先	内容
5.39m	基盤整備部 (災対本部水防対策班) 及び道路維持課	・ 島、木田水防団	・ 尻毛第一、旦ノ島陸開閉鎖の通知
	まちづくり推進部		・ 高齢者等避難の広報を行う
5.70m (氾濫危険水位)	基盤整備部	・ 伊自良川水系の水防団 ・ 関係排水機場 ・ 重要樋門等管理者 ・ 道路維持課	・ 水位通知及び水位上昇による警戒 を呼び掛ける
	まちづくり推進部		・ 避難指示の広報を行う
8.00m を 超える前	まちづくり推進部		・ 緊急安全確保の広報を行う

(4) 伊自良川 伊自良水位

水位	担当	連絡先	内容
1.30m (水防団待機水位)	基盤整備部	・ 黒野、方県、常磐水防団	・ 水位通知及び水位上昇による警戒 を呼び掛ける
1.70m (氾濫注意水位)	基盤整備部	・ 黒野、方県、常磐水防団	・ 水位通知及び水位上昇による警戒 を呼び掛ける
2.20m (避難判断水位)	基盤整備部	・ 黒野、方県、常磐水防団	・ 水位通知及び水位上昇による警戒 を呼び掛ける
	まちづくり推進部		・ 高齢者等避難の広報を行う
2.50m (氾濫危険水位)	基盤整備部	・ 黒野、方県、常磐水防団	・ 水位通知及び水位上昇による警戒 を呼び掛ける
	まちづくり推進部		・ 避難指示の広報を行う
3.50m を 超える前	まちづくり推進部		・ 緊急安全確保の広報を行う

※伊自良基準点において、危機管理型水位計 伊自良川梅原の水位が 0.00mに到達し、河川の氾濫を確認した場合、緊急安全確保の広報を行う。

(5) 境川 馬橋水位

水位	担当	連絡先	内容
9.80m	基盤整備部	・長森南水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
9.80m を超え、 更に上昇し、 10.00m に達する おそれがあるとき	基盤整備部	・第一警戒体制参集各班	・参集を呼び掛ける
10.00m (水防団待機水位)	基盤整備部	・柳津西、柳津東、茜部、 厚見、長森南水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
		・佐波水防団	・境川下流の水位状況により警戒を呼び掛ける
10.20m (氾濫注意水位)	基盤整備部	・柳津西、柳津東、茜部、 厚見、長森南水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
10.30m (避難判断水位)	基盤整備部	・柳津西、柳津東、茜部、 厚見、長森南水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
10.40m	都市建設部・ まちづくり推進部		・高齢者等避難の広報を行う
10.60m (氾濫危険水位)	都市建設部・ まちづくり推進部		・避難指示の広報を行う
11.30m (氾濫開始相当水位)	都市建設部・ まちづくり推進部		・緊急安全確保の広報を行う

※組合5団（柳津西、柳津東、茜部、厚見、長森南）に情報共有

(6) 鳥羽川 東深瀬水位

水位	担当	連絡先	内容
1.90m (水防団待機水位)	基盤整備部	・岩野田、長良西、常磐、鷺山水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
2.30m (氾濫注意水位)	基盤整備部	・岩野田、長良西、常磐、鷺山水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
2.80m (避難判断水位)	基盤整備部	・岩野田、長良西、常磐、鷺山水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	まちづくり推進部		・高齢者等避難の広報を行う
3.20m (氾濫危険水位)	基盤整備部	・岩野田、長良西、常磐、鷺山水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	まちづくり推進部		・避難指示の広報を行う
3.90m (氾濫開始相当水位)	まちづくり推進部		・緊急安全確保の広報を行う

(7) 板屋川 御望水位

水位	担当	連絡先	内容
1.80m (水防団待機水位)	基盤整備部	・黒野、西郷、七郷、網代水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
2.20m (氾濫注意水位)	基盤整備部	・黒野、西郷、七郷、網代水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
2.60m (避難判断水位)	基盤整備部	・黒野、西郷、七郷、網代水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	まちづくり推進部		・高齢者等避難の広報を行う
2.90m (氾濫危険水位)	基盤整備部	・黒野、西郷、七郷、網代水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	まちづくり推進部		・避難指示の広報を行う
3.50m を 超える前	まちづくり推進部		・緊急安全確保の広報を行う

※御望基準点において、危機管理型水位計 板屋川則松の水位が 0.00mに到達し、河川の氾濫を確認した場合、緊急安全確保の広報を行う。

(8) 津保川 関水位

水位	担当	連絡先	内容
3.00m (水防団待機水位)	基盤整備部	・芥見水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
4.00m (氾濫注意水位)	基盤整備部	・芥見水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
5.70m (避難判断水位)	基盤整備部	・芥見水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	都市建設部		・高齢者等避難の広報を行う
5.80m (氾濫危険水位)	基盤整備部	・芥見水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	都市建設部		・避難指示の広報を行う
8.30m を 超える前	都市建設部		・緊急安全確保の広報を行う

※関基準点において、危機管理型水位計 津保川小屋名の水位が 0.00mに到達し、河川の氾濫を確認した場合、緊急安全確保の広報を行う。

(9) 武儀川 谷口水位

水位	担当	連絡先	内容
1.50m (水防団待機水位)	基盤整備部	・三輪、藍川水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
2.50m (氾濫注意水位)	基盤整備部	・三輪、藍川水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
3.20m (避難判断水位)	基盤整備部	・三輪、藍川水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	都市建設部		・高齢者等避難の広報を行う
3.40m (氾濫危険水位)	基盤整備部	・三輪、藍川水防団	・水位通知及び水位上昇による警戒を呼び掛ける
	都市建設部		・避難指示の広報を行う
4.60m を 超える前	都市建設部		・緊急安全確保の広報を行う

※谷口基準点において、危機管理型水位計 武儀川谷口の水位が 0.00mに到達し、河川の氾濫を確認した場合、緊急安全確保の広報を行う。

第3項 水防団及び消防団の非常配備

(1) 水防団の管轄地域等

各水防団の管轄地域、連絡先は、本編資料「2. 水防団連絡先」及び「3. 岐阜市水防団分担区域及び重要水防箇所」のとおりである。

(2) 水防団および消防団の非常配備

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準はおおむね次のとおりとする。

配備区分	配備基準	配備体制
待 機	水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 河川の水位が水防団待機水位に達したとき。	水防団及び消防団は、情勢を把握することに努め、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準 備	河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想されるとき。	水防団及び消防団の幹部は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当り水こう門、ひ門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出 動	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解 除	水防管理者より解除の指令をしたとき	

第4項 水防監視

水防上必要な、河川の氾濫に関する警戒、監視の要領は本章に定めるところによる。

(1) 堤防巡視・樋管管理責任者及び水位収集責任者

基盤整備部長を上記担当責任者とする。

(2) 水位収集要領

水位収集担当者は降雨の時、常に水位の収集に当たる。

水位観測表を備え次の各項により報告する。

- ア 監視に当たった時の水位
- イ 水防団待機水位（通報水位）に達した時
- ウ 氾濫注意水位（警戒水位）に達した時
- エ 出動水位に達した時
- オ 避難判断水位に達した時
- カ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達した時
- キ 計画高水位に達した時
- ク 氾濫注意水位（警戒水位）及び水防団待機水位（通報水位）を下回った時

(3) 堤防巡視及び樋管監視要領

ア 平時の巡視

水防団員は、随時自己担当区域の堤防又は樋管等を巡視して水防上危険であると認められる個所があるときは、その状況を基盤整備部長を経て水防管理者に報告する。

イ 重要水防箇所の合同点検

水防団員は、河川管理者が実施する重要水防箇所の合同点検に、自ら業務等に照らし可能な範囲で立会又は共同で行うよう協力する。

ウ 非常時の監視

- ① 水防団は、基盤整備部長又は水防団長の命により堤防及び樋管等を監視する。
- ② 水防団員は、異常を発見した場合は直ちに水防団長及び市本部に報告するとともに時宜を失わざるよう適切な措置をとるものとする。
- ③ 気象庁の地震情報の「岐阜市」地域において震度4以上の地震が発生した場合も、ア・イと同様とする。
- ④ 樋門管理人の樋門・樋管操作は、本編資料「8. 水防上重要な関係を有する樋門等の操作基準」によるものとする。

第5項 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。水防作業を必要とする異常状態を大別してそれに適する工法の説明は、本編資料「11. 水防工法」のとおりである。

その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、団員が自身の安全が確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

第6項 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 損失補償

緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第7項 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

第8項 避難のための立ち退き

- (1) 洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、管轄警察署長にその旨を通知するものとする。
- (2) 水防管理者は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を岐阜土木事務所長に速やかに報告するものとする。
- (3) 水防管理者は、管轄警察署長と協議の上、立ち退き計画を作成し、立ち退き先、経路等に必要な処置を講ずるものとする。

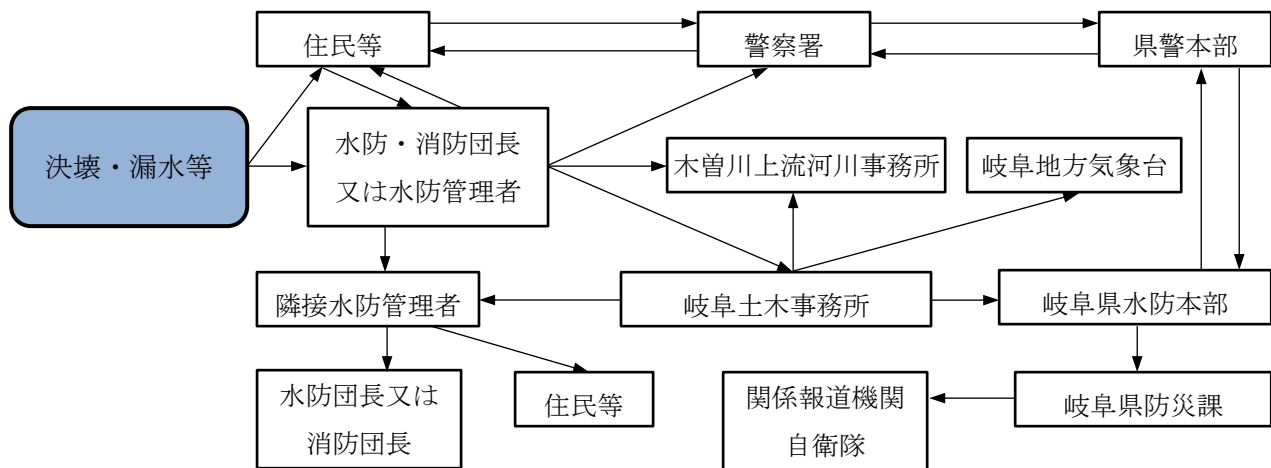
第9項 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

(1) 決壊の通報

水防に際し、堤防等施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は施設管理者は直ちに関係者（一般住民、関係機関、団体）に通報するものとする。その際の通報系統は、次のとおりとする。

特に、暫定堤防区間における危険水位が現況堤防高から余裕高を引いた（スライドダウンを行わない）高さを原則として設定されていることから、断面不足等に起因する漏水等に関する危険情報が洪水予報や水位到達情報に反映されていない。

そのため、河川管理者は、自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制、方法に関係者と確認しておくものとする。



(2) 決壊等後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生した時においても、水防管理者、水防団長、消防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

第10項 水防配備の解除

(1) 非常配備の解除は、水防活動に必要な予報警報が解除になった時とする。

ただし、予報警報が解除になっても、水位が水防団待機水位（通報水位）以下になるまでは非常配備を解除しない。

(2) 非常配備の解除は（1）のほか、市本部が命ずる。

(3) 非常配備を解除した時は、各地区水防団長は、直ちに市本部に報告しなければならない。

(4) その他、必要なとき市本部の命により解除する。

第2節 水防信号、水防標識等

第1項 水防信号

法第20条に規定された水防信号は、次のとおりである。

- 第1信号 氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの
- 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

水防信号は次表の方法によって表すものとする。

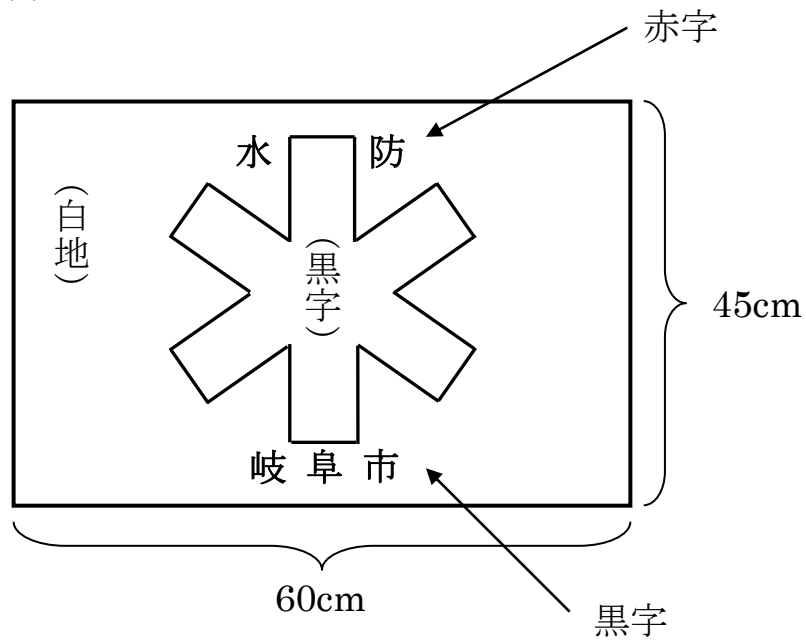
	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止 ○休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第2信号	○ー○ー○ ○ー○ー○ ○ー○ー○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第3信号	○ー○ー○ー○ ○ー○ー○ー○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー
第4信号	乱 打	1分 5秒 1分 5秒 1分 ○ー 休止 ○ー 休止 ○ー

- 備考
1. 信号は適宜の時間継続すること。
 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。
 3. 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。
 4. 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて、水防信号を発する。

第2項 水防標識

法第18条に規定された水防のために出動する車両の標識は、次のとおりである。

(標旗)



第3節 費用負担、公用負担

第1項 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市の水防活動によって次に掲げる場合においては、水防管理者相互間においてその費用の額及び負担の方法を協議して定め、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

第2項 公用負担

(1) 公用負担

① 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

② 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者から委任を受けた者は水防の現場において次の権限を行使することができる。

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 車両その他の運搬用機器の使用
- エ 排水用機器の使用

(2) 公用負担権限委任証

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、また、水防管理者から委任を受けた者は、以下の公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担権限委任証	
身 分 氏 名	
上記のものに 区域における水防法第28条第2項の権限を委任 したことを証明する。	
年 月 日	
水防管理者 氏 名	印

(3) 公用負担の証票

水防法第28条の規定により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的物管理者又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

〇 〇 〇 の 証				
負 担 者				
住 所 氏 名				
物件	数量	負担内容（使用、収用、処分等）	期間	摘要
年 月 日				
命令者 氏 名 印				

(4) 損失補償

本市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第4節 水防報告等

水防が終結したときは、水防管理者は水防活動実施報告書により水防報告を岐阜土木事務所に報告するとともに、水防記録として保管するものとする。

また、各水防団長は、水防実施状況報告書等により水防管理者に報告するものとする。

第5節 水防訓練

水防訓練の実施に関し必要な事項は本章の定めるところによる。

(1) 各水防団の水防訓練

水防訓練及び水防諸施設の操作点検等を実施し報告するものとする。なお、水防工法は、水防工法ハンドブックに基づき実施するものとする。

(2) 岐阜市水防連合演習

市は、毎年出水期前に、水防団、消防団及び関係機関が参加して行う水防連合演習を実施し、水防技術の向上を図るものとする。

第7章 避難及び水防災意識

第1節 避難

第2節 洪水ハザードマップ

第3節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置

第4節 大規模氾濫減災協議会における取り組み

第1節 避難

洪水時における避難基準は、概ね次による。

避難情報	警戒レベル	発表基準
①高齢者等避難	警戒レベル3	・河川水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇のおそれがあるとき ・堤防の軽微な漏水、浸食等が発生したとき
②避難指示	警戒レベル4	・河川水位が氾濫危険水位に達し、更に水位の上昇のおそれがあるとき ・堤防の異常な漏水・浸食等が発生したとき
③緊急安全確保	警戒レベル5	・河川水位が堤防高を超えると予想されるとき ・各水位観測所の水位が氾濫開始相当水位に到達する恐れが高いとき ・漏水・浸食の進行や亀裂等により、堤防の決壊の恐れが高まったとき、決壊や越水・溢水が発生又は氾濫発生情報が発表されたとき

※避難判断水位及び氾濫危険水位は資料編本編資料「15. 量水標設置場所及び水位基準」を参照。

緊急非常事態における地域住民に対する避難指示は次に定めるところによる。

(1) 避難指示の権限者

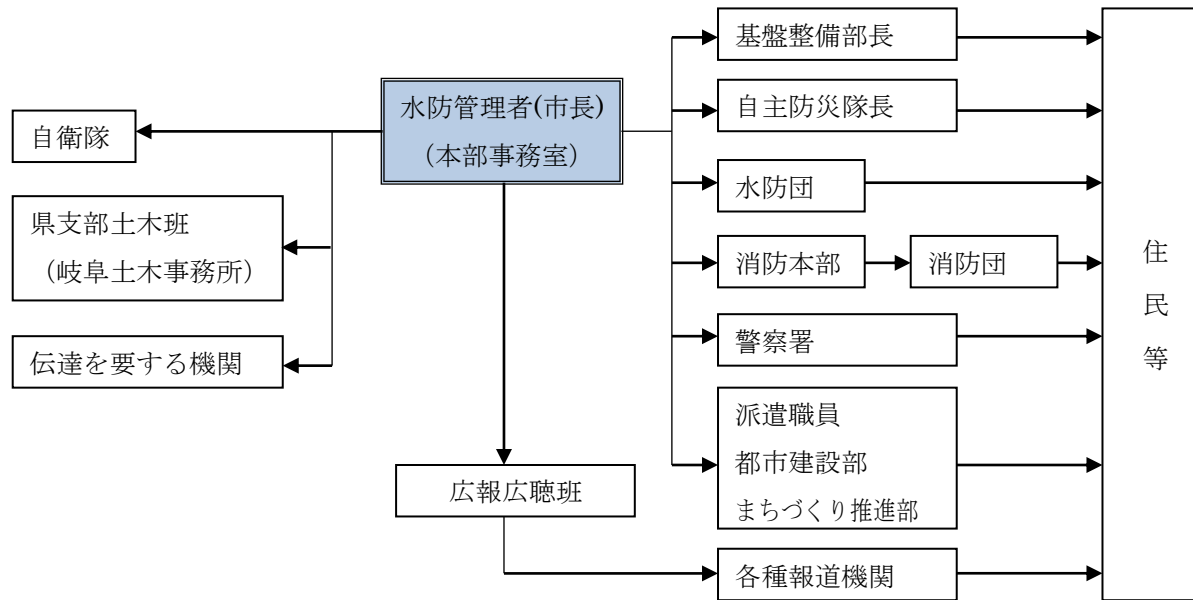
洪水等により著しい危険が切迫しているときは必要と認める区域の居住者に対し、水防管理者は、避難のため立ち退くべきことを指示するとともに、区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

市長が不在又は事故ある場合の実施責任者順位は、副市長、防災監、理事の職にあるものの順に定める。

(2) 避難情報の伝達

避難情報の伝達は、下記系統により伝達するものとする。

なお、伝達方法は、登録制メール、FMラジオ緊急割り込み放送（防災ラジオ自動起動）、広報車、防災行政無線、岐阜市ホームページ、岐阜市公式SNS、緊急速報メール、民間事業者が運営するポータルサイトやスマートフォンアプリ、Lアラート（災害情報共有システム）を用いた民間事業者による情報配信等を用いるものとする。



(3) 洪水避難所

洪水時の避難所は、岐阜市地域防災計画「一般対策計画・資料」の施設のうち浸水しない階層を有する避難所とする。

(4) 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び岐阜県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。国及び県の浸水想定区域図については、第5章第2節「気象予報等の情報収集」を参照すること。

(5) タイムライン、ホットラインの活用

- ① 作成されたタイムラインを事前対策の実施確認に活用するよう努める。
- ② 国土交通省、岐阜県及び気象庁からの水位情報、漏水・侵食の情報、氾濫警戒情報（避難判断水位）、氾濫危険情報（氾濫危険水位）、土砂災害警戒情報及び大雨特別警報等の情報提供に関するホットラインを適切に活用し、迅速な避難情報伝達に努める。

第2節 洪水ハザードマップ

(1) 洪水ハザードマップの作成

岐阜市では水防法第15条第4項の規定に基づき、洪水予報等の伝達方法及び避難場所等について市民、滞在者その他の者に周知するため、洪水ハザードマップ（3D含む）を作成し、市民に配布するほか、岐阜市ホームページへの掲載その他必要な措置を講ず

ることとする。対象となる洪水ハザードマップを以下に掲げる。

岐阜市避難地図

- ・岐阜市洪水ハザードマップ長良川（中心部版）
- ・岐阜市洪水ハザードマップ長良川（東部版）
- ・岐阜市洪水ハザードマップ長良川（西部版）
- ・岐阜市洪水ハザードマップ長良川（南部版）
- ・岐阜市洪水ハザードマップ木曽川
- ・岐阜市洪水ハザードマップ伊自良川・鳥羽川・板屋川
- ・岐阜市洪水ハザードマップ境川・新荒田川・新境川
- ・岐阜市洪水ハザードマップ津保川・武儀川
- ・岐阜市洪水ハザードマップ（揖斐川・糸貫川・天王川・根尾川）
- ・岐阜市総合防災安心読本

（2）洪水ハザードマップの内容

洪水ハザードマップ及び岐阜市地域防災計画には、水防法第15条第1項に定める洪水予報等の伝達方法、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための必要な事項、洪水浸水想定区域内の地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設等を記載しているので、洪水時には円滑かつ迅速に避難できるように活用する。

第3節 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

洪水予報河川、水位周知河川及び当該河川の周辺地域に住宅、要配慮者利用施設その他の洪水時に避難を行うことが想定される者が居住若しくは滞在する建築物又は避難施設、避難路その他の洪水時における避難の用に供する施設が存し、かつ、当該周辺地域の市町村の市長村長が当該周辺地域における洪水の発生のおそれに関する雨量、当該河川の水位その他の情報を入手することができる河川について、浸水想定区域が指定されており、岐阜市地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- ① 洪水予報、水位到達情報の伝達
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難経路その他の避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水取水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域（洪水浸水想定区域又は雨水出水浸水想定区域をいう。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用する

と見込まれるものを含む。))でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められるもの。

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの。

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）。

※「市町村の条例」については、資料編関係法令「12. 岐阜市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例」を参照。

⑤ その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

岐阜市地域防災計画により、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等に対し、洪水予報の的確かつ迅速な伝達に努める。

第1項 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により岐阜市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。

また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告するものとする。

第2項 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により岐阜市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するものとする。

また、要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努め、自衛水防組織を置いた場合は、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

第3項 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

水防法第15条第1項の規定により岐阜市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

また、当該計画を作成し、又は当該自衛水防組織を置いた場合は、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

第4節 大規模氾濫減災協議会における取り組み

木曽川上流水防災協議会及び長良川流域新五流総地域委員会において、国、県、市及び関係機関が、連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を図る。

また、各協議会において策定された、情報伝達、避難行動及び水防活動等への取り組みを実施し、地域一体で水防災意識を高める。

